

【表紙】

| | |
|--|-----------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成29年11月14日提出 |
| 【発行者名】 | 新生インベストメント・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 外和 正光 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 真澄 |
| 【電話番号】 | 03-6880-6400 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 新生・ワールドラップ・セレクト |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

新生・ワールドラップ・セレクト（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
- 「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。
- また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.16%（税抜2.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成29年11月15日から平成30年11月13日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（ 9 ）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 1 0 ）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ 1 1 ）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ 1 2 ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

インカム収益の確保を重視し、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

| 単位型投信・ 追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型投信 | | 不動産投信 |
| | 内外 | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|--------------|-----------------|------------------|-------------------------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル (含、日本) | | |
| 大型株 | 年2回 | | | |
| 中小型株 | 年4回 | 日本 | | |
| 債券 一般 | 年6回 (隔月) | 北米 | ファミリーファンド | あり (米ドル売り 円買いヘッジ) |
| 公債 | | 欧州 | | |
| 社債 | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| その他債券 () | | オセアニア | | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券(株 式、債券、不動産 投信、コモディテ ィ等)) | その他 () | アフリカ | | |
| 資産複合 () | | 中近東 (中東) | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式、債券、不動産投信、コモディティ等))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1. 低リスク資産を中心に投資を行います。

当ファンドは、主な投資先である「新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）円ヘッジクラス」（以下「投資先ファンド」といいます。）を通じて実質的な運用を行います。

※投資先ファンドの実質的な運用は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパンが行います。

※低リスク資産とは、先進国国債、投資適格社債等をいいます。詳しくは、＜投資先ファンドの概要＞をご覧ください。

2. 分散投資を行い、機動的に配分を調整します。

●投資先ファンドを通じて、先進国の債券を中心に世界の株式・債券・リートおよびコモディティ（商品）等に分散投資を行います。

市場環境・経済情勢等に応じて機動的に配分を調整することにより、リターンの向上を図るとともにポートフォリオのリスク水準を年率標準偏差*4%程度に抑えることをめざします。

●現物の株式・債券に加え、上場投資信託（ETF）なども活用します。

*標準偏差とは、価格変動のばらつきを定量的に表す尺度です。標準偏差の値が大きいほど、ばらつきの幅が広く、リスクは大きいとされます。逆に値が小さいほど、ばらつきの幅が狭く、リスクは小さいとされます。

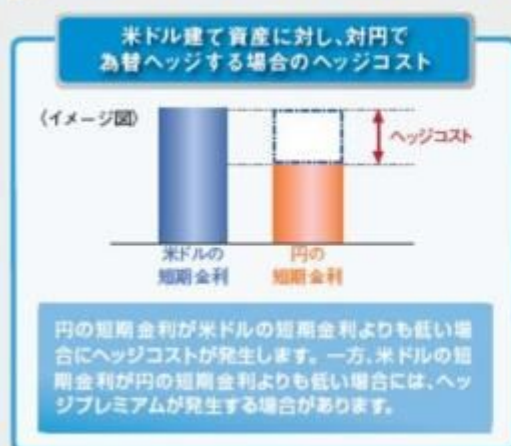
3. 下落リスクの抑制をめざします。

●過去1年の高値からの下落率が10%の範囲内に収まることをめざします。

●投資先ファンドにおいて、原則として米ドル円の為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。

※上記の「標準偏差」、「過去1年の高値からの下落率」は、当ファンドの基準価額ベースで管理されるものではなく、投資先ファンドのポートフォリオ（米ドルベース）における目標数値です。また、必ずしも目標数値内に収まることを保証するものではありません。

III 為替ヘッジおよびヘッジコストについて



●「為替ヘッジ」とは、通貨の先渡取引*等を利用し、あらかじめ将来の為替レートを予約しておくことにより、為替変動リスクを低減することです。

●米ドルと円の取引で為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分のヘッジコストがかかります。（円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合）

*先渡取引とは、将来のある時点を受渡日として、あらかじめ決定した価格ないしレートで行う取引です。

注)日米短期金利差の変動に伴い、為替ヘッジの際に支払われるヘッジコストの水準は変動します。また、実際の運用における為替ヘッジ取引では、為替先渡取引等が用いられるため、実際のヘッジコストと左記イメージ図で示される短期金利差とは一致しないことがあります。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

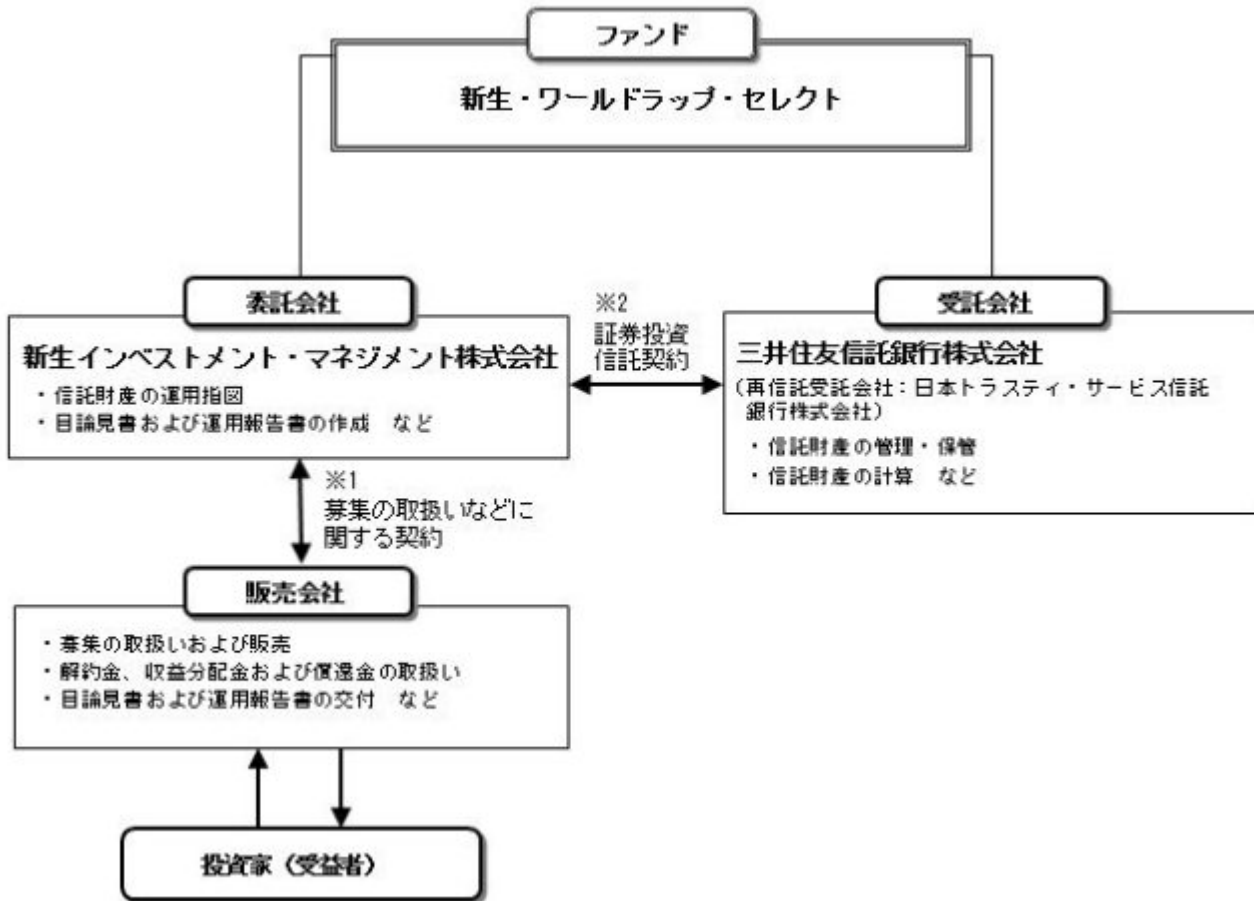
(2) 【ファンドの沿革】

平成28年12月16日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

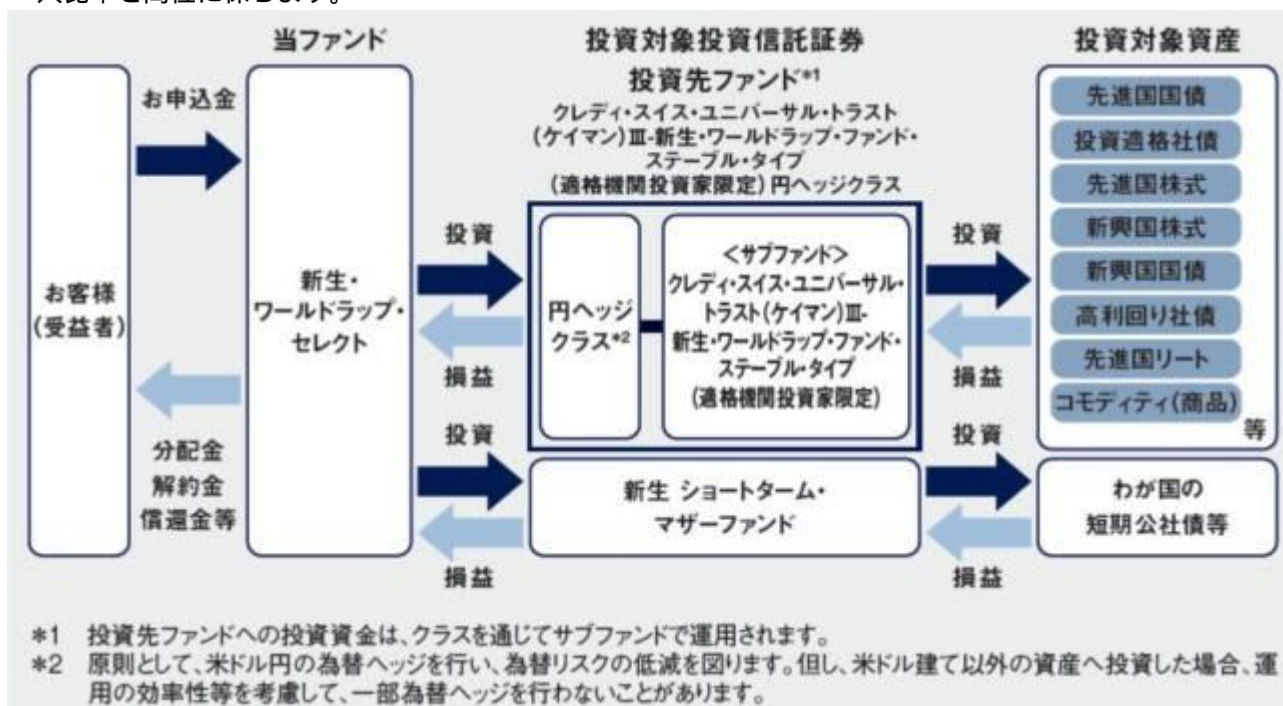
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保ちます。



委託会社の概況（平成29年8月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

- 平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
- 平成14年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
- 平成15年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
- 平成19年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
- 平成27年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

3) 大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 所有株数 | 所有比率 |
|----------|--------------------|--------|------|
| 株式会社新生銀行 | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 | 9,900株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ケイマン籍円建て外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）円ヘッジクラス」受益証券（以下「投資先ファンド」といいます。）を通じて、実質的に世界の株式・債券・リートおよびコモディティ等へ分散投資を行います。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資先ファンドにおいて、投資先ファンドの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の対円における為替ヘッジ取引を行います。

投資先ファンドへの投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資先ファンドおよび親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を主として、投資先ファンドおよび「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証

券に限ります。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資先ファンドの概要

- 1) クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）円ヘッジクラス

| | |
|---------|--|
| ファンド名 | クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）円ヘッジクラス |
| 形態 | ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券（契約型投資信託） |
| 主な投資対象 | 低リスク資産：先進国国債、投資適格社債等 高リスク資産：先進国株式、新興国株式、新興国国債、高利回り社債、先進国リート、コモディティ(商品)等 |
| 主な投資態度 | 標準偏差を年率4%程度とします。 過去1年の高値からの下落率を10%とします。 原則として、高リスク資産への実質的な投資割合の合計は、純資産総額の20%以内とします。 米ドル建て以外の資産へ投資した場合、原則として対米ドルで為替取引を行い為替リスクの低減を図ります。但し、運用の効率性等を考慮して、一部為替ヘッジを行わないことがあります。 純資産総額を米ドル換算した額に対して、原則として、対円での為替ヘッジを行います。 |
| 管理会社 | クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド |
| 副投資運用会社 | アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン |

上記の「標準偏差」、「過去1年の高値からの下落率」、「投資割合」は、投資先ファンドのポートフォリオ（米ドルベース）における目標数値です。また、必ずしも目標数値内に収まることを保証するものではありません。

- 2) 新生 ショートターム・マザーファンド

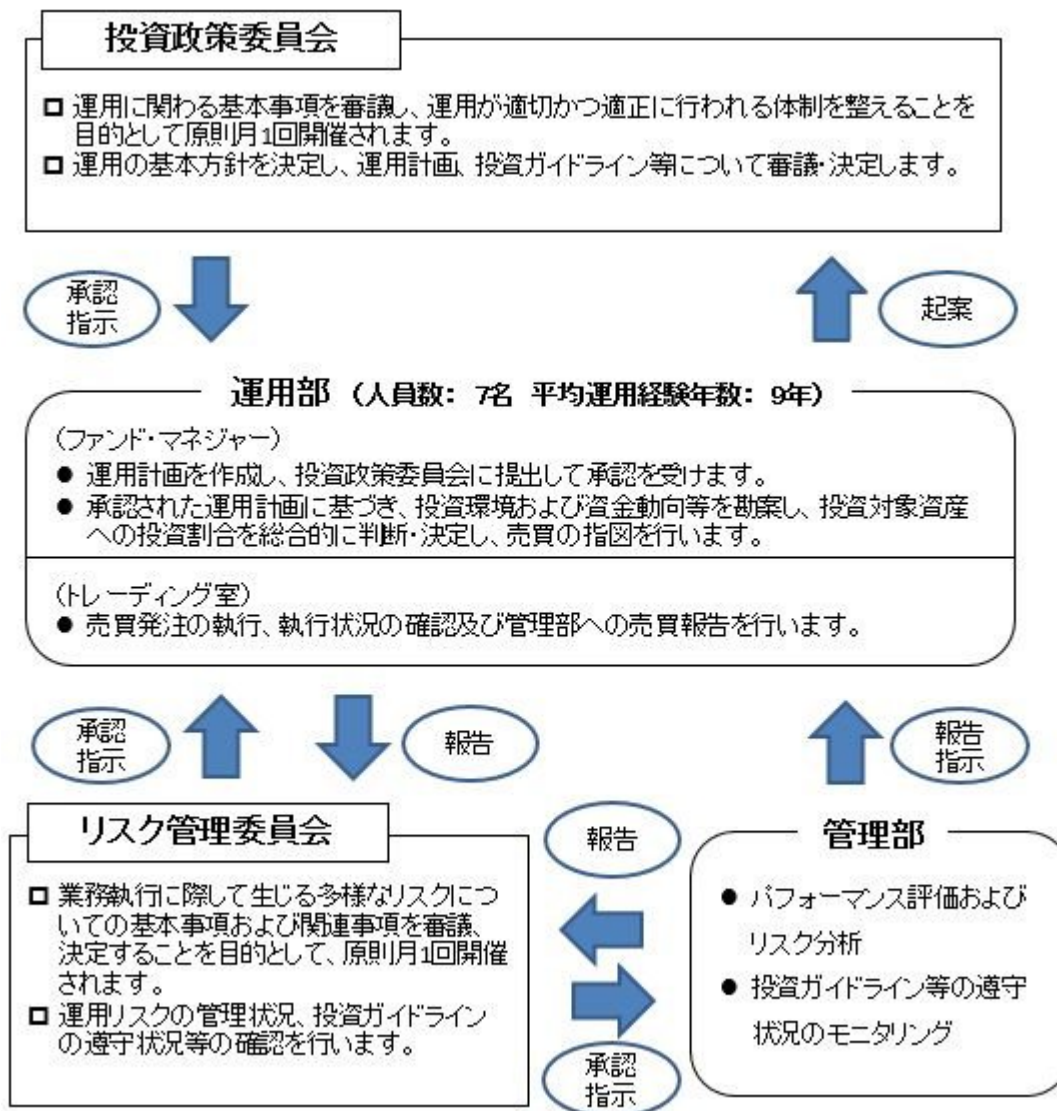
| | |
|--------|--|
| ファンド名 | 新生 ショートターム・マザーファンド |
| 商品分類 | 親投資信託（マザーファンド） |
| 運用の基本 | わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | 主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。 |
| 主な投資制限 | 外貨建て資産への投資は行いません。 先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。 スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。 |
| 設定日 | 2006年12月27日（水） |
| 信託期間 | 無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。 |

| | |
|--------|---|
| 決算日 | 原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。 |
| 収益分配方針 | 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。 |
| 申込手数料 | かかりません。 |
| 信託報酬 | かかりません。 |
| 委託会社 | 新生インベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

（３）【運用体制】

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

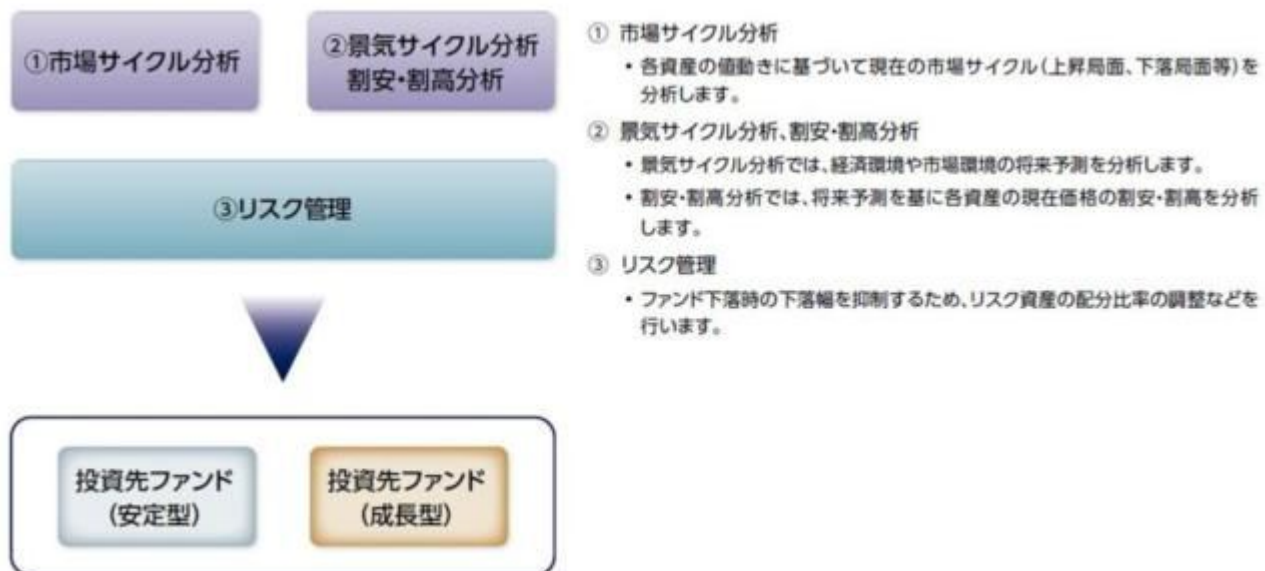
<アリアンツ・グローバル・インベスターズ^{*}>

投資先ファンドのポートフォリオ構築プロセスと運用体制は、以下の通りです。

投資先ファンドの運用は、アリアンツ・グローバル・インベスターズの運用チームが行います。

（*アリアンツ・グローバル・インベスターズは、投資先ファンドの実質的な運用を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパンを含みます。以下同じ。）

ポートフォリオ構築プロセス



アリアンツ・グローバル・インベスターズの運用体制

| 役職名 | 担当業務内容 | 人員数(人) |
|--------------------|--------------------------------------|--------|
| 最高投資責任者 | マルチアセット戦略の運用に関する意思決定や運用成果に対する最高責任者 | 1 |
| リード・ポートフォリオ・マネージャー | 当戦略の運用主担当者 | 1 |
| マルチアセット運用プロフェッショナル | 経済環境、市場バリュエーション、市場トレンド、市場センチメントなどの分析 | 80 |

アリアンツ・グローバル・インベスターズについて

アリアンツ・グローバル・インベスターズは、125年の歴史を持つ世界最大級の金融グループであるアリアンツ・グループの一員です。世界に25拠点を展開し、2017年6月末時点、約64兆円^(注)の資産を運用しています。マルチアセット戦略、債券、株式に次ぐアリアンツ・グローバル・インベスターズの3本柱の一つです。アリアンツ・グローバル・インベスターズのマルチアセット・チームは、ドイツ・フランクフルトを中心に平均経験年数16年以上、平均在籍年数13年以上の運用専門家82名が在籍し、1997年よりリスク低減型戦略の運用に着手しています。

(注) 2017年6月末日の為替レートによります。

上記体制等は、平成29年7月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益などの範囲で、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

<自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約^{*}を締結します。

*：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等(「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 8) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- 9) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に世界各国の株式、債券、リート、または株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行います。そのため、株式、債券、リート、コモディティ等の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

また、当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に世界各国の株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に係る上場先物取引のポジションを持ちます。先物取引の買いポジションは、先物価格が下落した場合に損失が発生し、売りポジションは、先物価格が上昇した場合に損失が発生します。それらの損失は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に外貨建て資産に投資するため、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、政治情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。

また、当ファンドは、投資先ファンドにおいて、米ドル売り円買いの為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを排除するものではありません。円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

カントリーリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また、政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。新興国は先進国と比較して、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起りやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化、およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

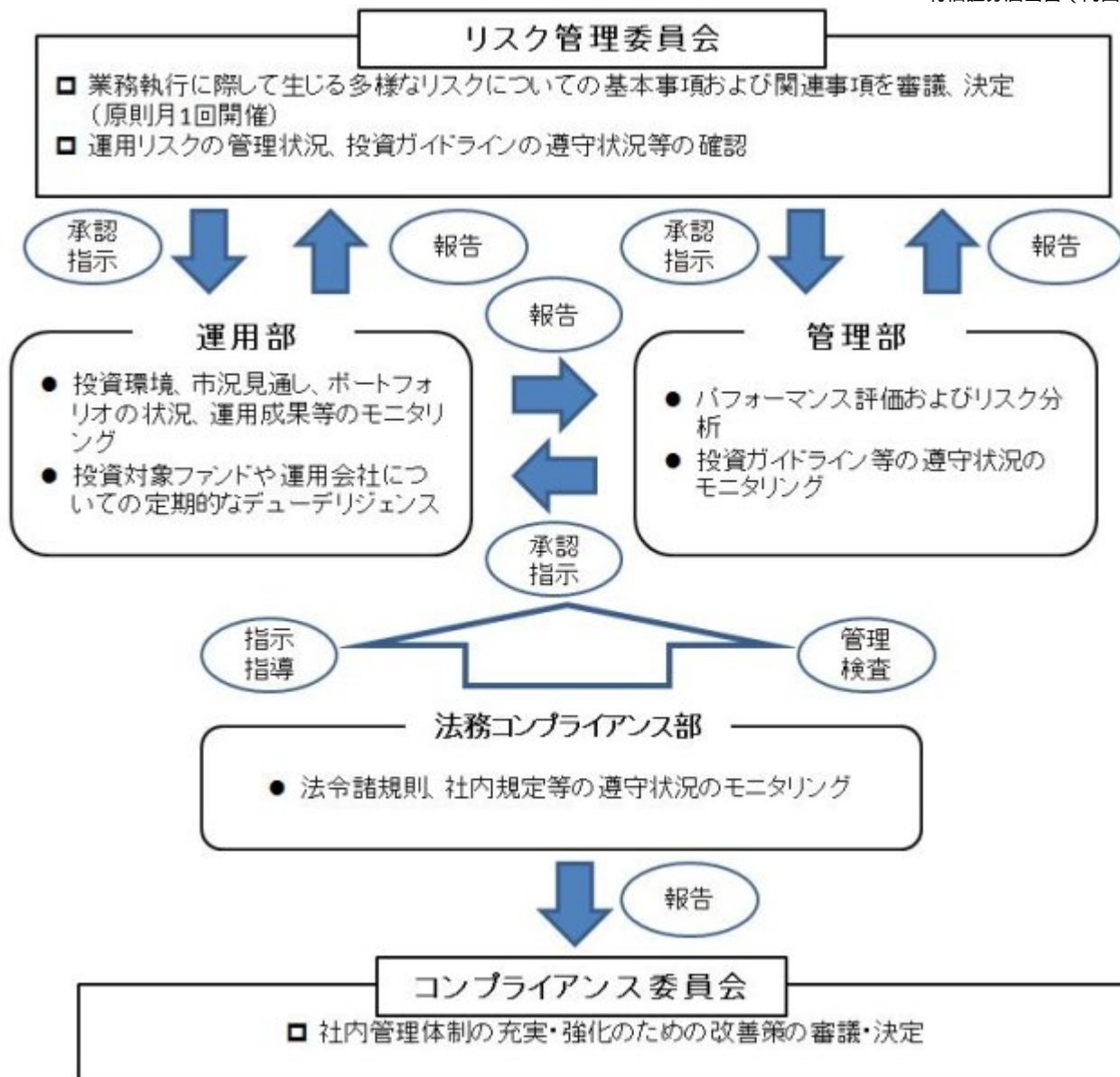
その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

- ・ 当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・ 運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・ また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。
- ・ 管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・ 法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<アリアンツ・グローバル・インベスターズ>

「リスク管理規程」を定め、業務のリスクについて、グループのリスク管理方針に従って事前に分析を行い、リスク管理体制を構築しております。また、「コンプライアンス&リスク管理委員会」（以下、「CRC」といいます。）を設置して法令等遵守およびリスク管理に関する現状分析・評価等を行っています。CRCは、代表取締役、リスク管理責任者（最高業務責任者）、各部署の長ならびにリスク管理責任者が指名した者により構成され、毎月開催されます。

役職員は、担当業務のリスク管理で問題が生じた場合、直ちに各部署の長、リスク管理責任者およびコンプライアンス部長に報告を行います。リスク管理責任者は、リスク管理上の問題に関して、自ら発見し、もしくは報告を受けた場合は、直ちに代表取締役およびコンプライアンス部長に報告を行います。重要な問題に関しては、速やかに取締役会に報告します。また、リスク管理責任者は、CRCの結果および法令遵守体制ならびにリスク管理に関する事項について、原則として四半期毎に取締役会へ報告を行っています。

コンプライアンス部は、コンプライアンス・モニタリングおよびテストの実施結果について、原則として毎月CRCに報告します。また、各部門長は、コンプライアンス・リーダーとして、コンプライアンス計画の推進に協力し、その進捗状況を把握すると共に、定められた自己点検項目について点検を実施し、その他重要なコンプライアンスの状況等については、原則として毎月CRCに報告します。

上記体制等は、平成29年7月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

[投資リスク]

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



＊分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

＊分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラス^(注)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



| 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 | |
|-------|-----|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 最大値 | — | 65.0 | 65.7 | 47.4 | 9.3 | 34.9 | 43.7 |
| 最小値 | — | △22.0 | △17.5 | △27.4 | △4.0 | △12.3 | △17.4 |
| 平均値 | — | 19.0 | 21.0 | 11.4 | 2.5 | 9.2 | 6.7 |

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

＊2012年9月から2017年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

＊決算日に対応した数値とは異なります。

(注)各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、伝導性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をいたしません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切のリスクについて、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.16%（税抜2.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得

た額とします。

- ・ <自動けいぞく投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

| 信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞ | | |
|---------------------|----------------------|--|
| 当ファンド | 0.6804% （税抜0.63%） | 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とします。 |
| 投資対象とする投資信託証券 | 0.47% | 管理・投資運用等の対価です。 |
| 実質的負担 | 1.1504%程度（税込） | |

- ・ 投資先ファンドの運用管理報酬等（純資産総額に対して年率0.47%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.1504%程度です。

投資対象とする投資信託証券の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

| 信託報酬率（年率） | 合計 | 役務の内容 |
|-----------|--------------------|--|
| | 0.6804% （0.63%） | |
| 委託会社 | 0.3024% （0.28%） | 委託した資金の運用の対価です。 |
| 販売会社 | 0.3456% （0.32%） | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。 |
| 受託会社 | 0.0324% （0.03%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

（a）株式等の売買委託手数料

（b）外貨建資産の保管費用

（c）借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息

（d）信託財産に関する租税

（e）信託財産に係る監査費用等

（f）その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、

公告費用、格付費用等を含みます。）

(a) から (d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、(e) 記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額62万円および消費税）が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。(f) 記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

また、運用財産の管理の対価として投資先ファンドにかかる受託報酬（年間報酬額として最大10,000米ドル）、事務代行および保管ならびに資産管理等に対する対価である管理事務代行報酬および保管報酬、法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬、税金等、組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等、投資先ファンドの設立の際に弁護士等に支払う手数料等であるファンド設立費用（弁護士費用等）および投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料の監査報酬が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について

は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

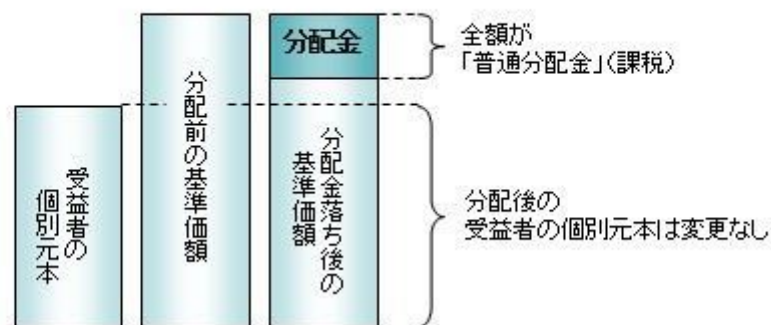
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

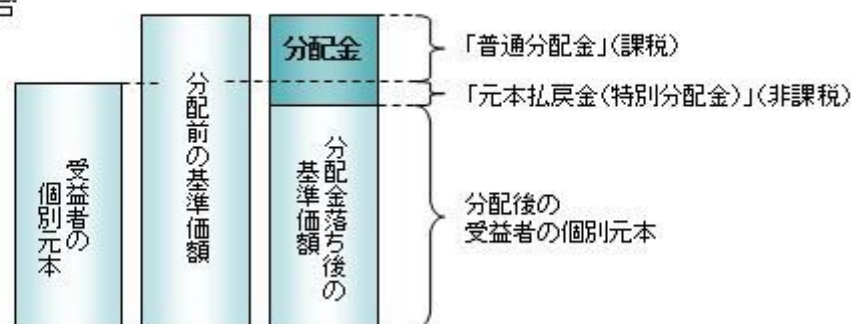
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成29年8月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【新生・ワールドラップ・セレクト】

以下の運用状況は2017年 8月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン | 4,882,083,074 | 98.21 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 999,803 | 0.02 |
| コール・ローン等、その他資産(負債控除後) | | 87,890,308 | 1.77 |
| 合計(純資産総額) | | 4,970,973,185 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|-----------|---|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ケイマン | 投資信託受益証券 | Shinsei World Wrap Fund Stable Type-JPY Hedge Class Units | 4,777,924,324 | 1 | 4,862,971,376 | 1.0218 | 4,882,083,074 | 98.21 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 新生 ショートターム・マザーファンド | 982,415 | 1.0177 | 999,803 | 1.0177 | 999,803 | 0.02 |

ロ. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.21 |
| 親投資信託受益証券 | 0.02 |
| 合計 | 98.23 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|--------------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1計算期間末 (2017年 8月14日) | 4,945 | 4,945 | 1.0123 | 1.0123 |

| | | | |
|------------|-------|--|--------|
| 2016年12月末日 | 3,181 | | 1.0019 |
| 2017年 1月末日 | 4,555 | | 0.9972 |
| 2月末日 | 4,794 | | 1.0051 |
| 3月末日 | 4,838 | | 1.0040 |
| 4月末日 | 4,883 | | 1.0070 |
| 5月末日 | 4,966 | | 1.0118 |
| 6月末日 | 4,894 | | 1.0076 |
| 7月末日 | 4,940 | | 1.0136 |
| 8月末日 | 4,970 | | 1.0159 |

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|-----|-------------------------|--------------|
| 第1期 | 2016年12月16日～2017年 8月14日 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|-----|-------------------------|--------|
| 第1期 | 2016年12月16日～2017年 8月14日 | 1.23 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|-----|-------------------------|---------------|-------------|
| 第1期 | 2016年12月16日～2017年 8月14日 | 5,081,594,255 | 196,627,315 |

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2017年 8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|------|-------------|---------|
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | | 248,966,584 | 100.00 |
| 合計(純資産総額) | | 248,966,584 | 100.00 |

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2017年8月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|-------|-----|
| 17年8月 | 0円 |
| — | — |
| — | — |
| — | — |
| — | — |
| 設定来累計 | 0円 |

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

| | 銘柄名 | 国/地域 | 種別 | 構成比率 |
|----|--------------------------------|---------|--------|-------|
| 1 | VANGUARD TOT WORLD STK ETF | 米国 | 上場投資信託 | 8.94% |
| 2 | LYX USD 10Y INFL EXPECTATION | ルクセンブルグ | 上場投資信託 | 5.83% |
| 3 | ISHARES FLOATING RATE BOND E | 米国 | 上場投資信託 | 5.07% |
| 4 | ISHARES IBOXX INVESTMENT GRA | 米国 | 上場投資信託 | 4.63% |
| 5 | US TREAS NTS 2% 02/28/21 | 米国 | 国債 | 4.57% |
| 6 | ISHARES MSCI EMERGING MARKET | 米国 | 上場投資信託 | 4.56% |
| 7 | ISHARES BG EURO CORP BOND /EUR | アイルランド | 上場投資信託 | 3.11% |
| 8 | BUONI POLI 4.75% 09/01/21/EUR/ | イタリア | 国債 | 2.98% |
| 9 | US TREAS NTS 1.75% 05/15/23 | 米国 | 国債 | 2.62% |
| 10 | BUONI POLIE 4.5% 03/01/24/EUR/ | イタリア | 国債 | 2.57% |

※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。
 ※2016年は設定日(12月16日)から年末まで、2017年は年初来8月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜自動けいぞく投資コース＞と＜一般コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜自動けいぞく投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜一般コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

フランクフルト証券取引所の休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日
- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- フランクフルト証券取引所の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

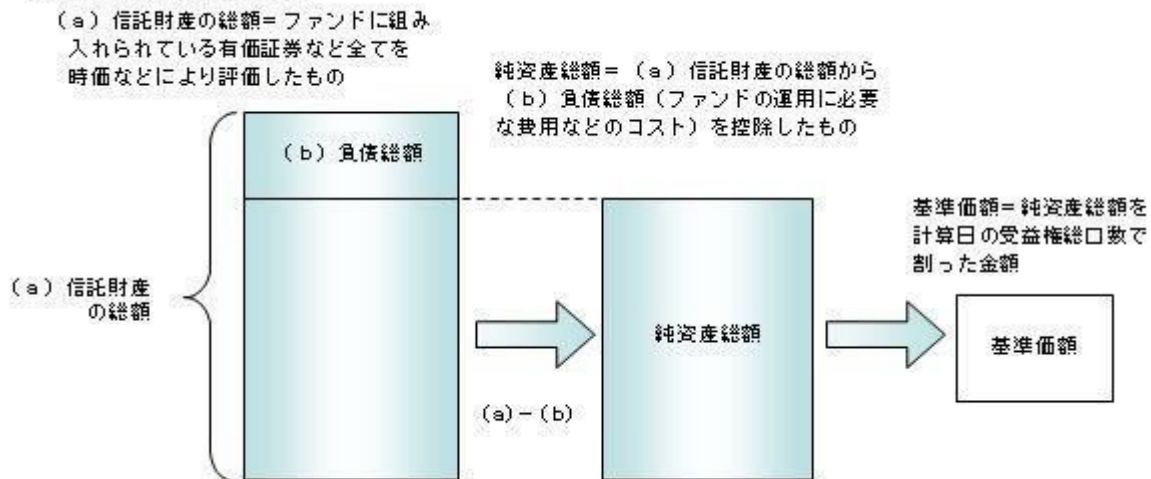
3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】**

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純

資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成38年8月13日までとします（平成28年12月16日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年8月14日から翌年8月13日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- イ) 受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）円ヘッジクラスが償還となったとき
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

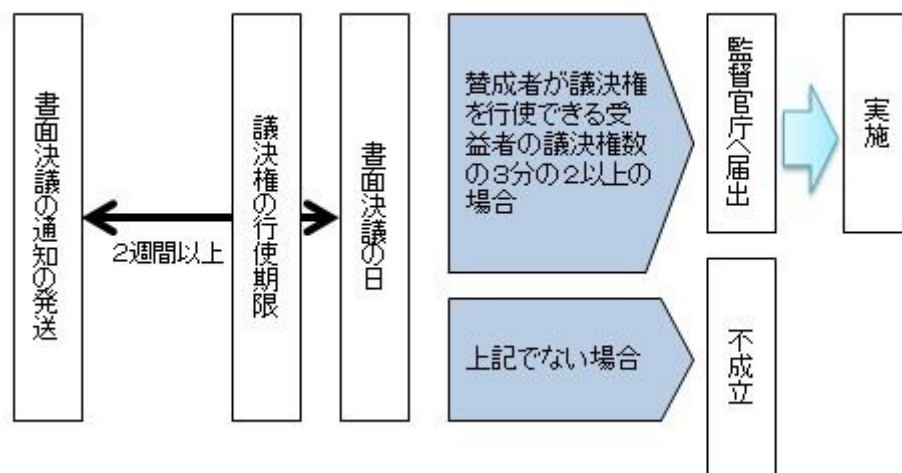
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成28年12月16日から平成29年8月14日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けておりません。

1【財務諸表】

【新生・ワールドラップ・セレクト】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| 第1期 (平成29年 8月14日現在) | |
|------------------------|---------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 100,664,646 |
| 投資信託受益証券 | 4,862,971,376 |
| 親投資信託受益証券 | 999,803 |
| 流動資産合計 | 4,964,635,825 |
| 資産合計 | 4,964,635,825 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 13,831,826 |
| 未払受託者報酬 | 262,415 |
| 未払委託者報酬 | 5,248,270 |
| 未払利息 | 275 |
| その他未払費用 | 100,671 |
| 流動負債合計 | 19,443,457 |
| 負債合計 | 19,443,457 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 4,884,966,940 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 () | 60,225,428 |
| 元本等合計 | 4,945,192,368 |
| 純資産合計 | 4,945,192,368 |
| 負債純資産合計 | 4,964,635,825 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第1期 （自平成28年12月16日 至平成29年 8月14日） |
|---|---------------------------------------|
| 営業収益 | |
| 有価証券売買等損益 | 78,971,179 |
| 営業収益合計 | 78,971,179 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 120,725 |
| 受託者報酬 | 980,274 |
| 委託者報酬 | 19,605,379 |
| その他費用 | 1,551,078 |
| 営業費用合計 | 22,257,456 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 56,713,723 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 56,713,723 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 56,713,723 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 1,892,671 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | - |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 5,578,382 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 5,578,382 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 174,006 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 174,006 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 分配金 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 60,225,428 |

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 第1期 (自平成28年12月16日 至平成29年 8月14日) |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年8月14日から翌年8月13日までとなっておりますが、第1期計算期間は期首が設定日のため、また当計算期間末日が休業日のため、平成28年 12月 16日（設定日）から平成29年8月14日までとなっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第1期 (平成29年 8月14日現在) |
|------------------------------------|--|
| 1. 投資信託財産に係る元本の状況 | 期首元本額 2,098,890,324円 期中追加設定元本額 2,982,703,931円 期中一部解約元本額 196,627,315円 |
| 2. 計算期間の末日における受益権総数 | 4,884,966,940口 |
| 3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 -円 |
| 4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.0123円 (10,000口当たり純資産額) (10,123円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目 | 第1期 (自平成28年12月16日 至平成29年 8月14日) |
|-------------|--|
| 1. 分配金の計算過程 | 費用控除後の配当等収益額 -円 費用控除後の有価証券売買等損益額 54,937,977円 収益調整金 5,335,061円 分配準備積立金 -円 当ファンドの分配対象収益額 60,273,038円 当ファンドの期末残存口数 4,884,966,940口 10,000口当たり収益分配対象額 123.38円 10,000口当たり分配金 -円 |

| | 分配金 | -円 |
|-----------------------------------|--|----|
| 2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 | 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。 | |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 第1期 (自平成28年12月16日 至平成29年 8月14日) | |
|---------------------------------------|--|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第1期 (平成29年 8月14日現在) | |
|---------------------------|---|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 |
| 2 時価の算定方法 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | 第1期 (平成29年 8月14日現在) |
|-----------|------------------------|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
| 投資信託受益証券 | 84,037,842 |
| 親投資信託受益証券 | 197 |
| 合計 | 84,037,645 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第1期 (自平成28年12月16日 至平成29年 8月14日) |
|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。 |

(重要な後発事象に関する注記)

| 第1期 (自平成28年12月16日 至平成29年 8月14日) |
|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。 |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (平成29年 8月14日現在)

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額(口) | 評価額 | 備考 |
|----|----|---------|-----|----|
|----|----|---------|-----|----|

| | | | | |
|-------------|---|---------------|---------------|--|
| 投資信託受益証券 | Shinsei World Wrap Fund Stable Type - JPY Hedge Class Units | 4,777,924,324 | 4,862,971,376 | |
| 投資信託受益証券合計 | | 4,777,924,324 | 4,862,971,376 | |
| 親投資信託受益証券 | 新生 ショートターム・マザーファンド | 982,415 | 999,803 | |
| 親投資信託受益証券合計 | | 982,415 | 999,803 | |
| 合計 | | | 4,863,971,179 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（新生・ワールドラップ・セレクト）（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン籍円建て外国投資信託である「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）円ヘッジクラス」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国投資信託の受益証券であります。主要投資対象である同外国投資信託の計算期間末日（平成28年12月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文を翻訳しております。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成29年 8月14日現在）

| | |
|-------------|-------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 48,969,040 |
| 現先取引勘定 | 199,999,898 |
| 流動資産合計 | 248,968,938 |
| 資産合計 | 248,968,938 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払利息 | 134 |
| 流動負債合計 | 134 |
| 負債合計 | 134 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 244,626,922 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 4,341,882 |
| 元本等合計 | 248,968,804 |
| 純資産合計 | 248,968,804 |
| 負債純資産合計 | 248,968,938 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 平成29年 8月14日現在 |
|----------------------------|---------------|
| 1. 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首元本額 | 243,644,507円 |
| 期中追加設定元本額 | 982,415円 |
| 期中一部解約元本額 | -円 |
| 期末元本額 | 244,626,922円 |
| 元本の内訳* | |
| 新生・世界スマート債券ファンド 1409 | 982,512円 |
| 新生・世界スマート債券ファンド 1411 | 982,319円 |
| 新生・世界スマート債券ファンド 1502 | 982,415円 |
| 新生・世界スマート債券ファンド 1503 | 982,415円 |
| 新生・世界スマート債券ファンド 1506 | 982,415円 |
| 新生・世界スマート債券ファンド 1508 | 982,415円 |
| 新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1508 | 982,415円 |
| 新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1508 | 982,415円 |
| 新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1510 | 982,415円 |
| 新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1510 | 982,415円 |

| | | |
|------------------------------------|----------------------------------|--------------|
| | 新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1511 | 982,415円 |
| | 新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1511 | 982,415円 |
| | 新生・世界スマート債券ファンド 1511 | 982,415円 |
| | 新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1602 | 982,319円 |
| | 新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1602 | 982,319円 |
| | 新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1603 | 982,319円 |
| | 新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1603 | 982,319円 |
| | 新生・U T I インドファンド | 133,460,968円 |
| | 新生・フラトンV P I Cファンド | 50,806,182円 |
| | 新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド | 10,045,764円 |
| | 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース | 5,895,648円 |
| | 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース | 26,528,965円 |
| | グローバル・ナビゲーター（限定追加型） | 206,308円 |
| | 新生・ワールドラップ・セレクト | 982,415円 |
| 2. 計算日における受益権総数 | | 244,626,922口 |
| 3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 | -円 |
| 4. 計算日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 | 1.0177円 |
| | (10,000口当たり純資産額) | (10,177円) |

（注）*は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| | |
|--------------------------------|--|
| （自平成28年12月16日 至平成29年 8月14日） | |
| 1 金融商品に対する取組方針 | 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。 |

金融商品の時価等に関する事項

（平成29年 8月14日現在）

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2 時価の算定方法

短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており
ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異
なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成28年12月16日
至平成29年 8月14日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成28年12月16日
至平成29年 8月14日）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表（平成29年 8月14日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型

（適格機関投資家限定）

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIシリーズ・トラスト

（オープンエンド型ケイマン諸島籍ユニット・トラスト）

財務諸表

2016年12月31日に終了する年度

独立監査法人から受託会社への監査報告書

監査意見

当監査法人は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIのシリーズ・トラストである新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）（「本シリーズ・トラスト」）に付随する財務諸表の監査を行いました。これらの財務諸表は、2016年12月31日付財政状態計算書、年度末における包括利益計算書、償還可能受益証券保有者に帰属する純資産増減及びキャッシュフロー計算書並びに、重要な会計方針の要約その他の説明情報からなる注記から構成されます。

我々の意見では、これらの財務諸表はすべての重要な点において、本シリーズ・トラストの2016年12月31日現在の財政状態並びに年度末における運用成績及びキャッシュフローの状況について、国際財務報告基準（IFRS）に準拠し、適正に表示しています。

意見の根拠

我々は、国際監査基準に従って監査を実施しました。当該基準の下での我々の責任は、この報告書内の「財務諸表の監査における監査人の責任」欄に記載されています。我々は、ケイマン諸島における財務諸表の監査に関する倫理的前提条件と共に、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の職業会計士の倫理規定（IESBA Code）に従ってシリーズ・トラストから独立しており、IESBA Codeとそれらの前提条件に従ってその他の倫理的責任を満たしています。我々は入手した監査の証拠が、我々の意見の根拠を提供するために十分に適切であると信じています。

本財務諸表に対する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して財務諸表を作成し適正に表示する責任を負います。これには、不正又は誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営陣が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれます。

取締役は、IFRSに則って財務諸表の作成と適正表示、ならびに故意か誤謬かを問わず、重大な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために彼らが必要とした内部統制に責任を持っています。

財務情報を作成する上で、取締役は、経営陣がシリーズ・トラストを清算もしくは営業を中止する意図がある、もしくは現実的にそうする以外の選択肢がない、という場合を除き、企業継続の前提、該当する場合は企業継続の前提に関する事項の開示、会計上の企業継続の前提を用いることの範囲でこのシリーズ・トラストの継続性について評価する責任を負っています。

これらの統制の管理を任されている者は、シリーズ・トラストの財務報告のプロセスを監督する責任があります。

財務諸表の監査における監査人の責任

我々の目的は、財務諸表に全体として、不正または誤謬によるかを問わず重大な虚偽表示がないかどうかということについて合理的な保証を得ること、また我々の意見を含めた監査報告書を作成することにあります。合理的な保証とは高いレベルの保証であるものの、国際監査基準に従って実施される監査が存在する重大な虚偽記載を常に発見できることを保証するものではありません。虚偽記載は不正や誤謬により発生しうるものであり、個別的にも総体としても、この財務諸表に基づいた利用者の経済的な決定に影響を及ぼすと合理的に期待されうる場合、重大と見なされます。

国際監査基準に基づいた監査の一部として、我々は専門的判断を行使し、監査を通して職業的懐疑心を維持します。我々はまた、

- ・不正または誤謬によるかを問わず、財務諸表上の重大な虚偽記載のリスクを特定・評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定・実施し、意見の根拠を提供するために十分に適切である監査証拠を獲得します。不正による重大な虚偽表示を発見しないリスクは、誤謬によるものよりも高く、不正とは共謀、偽造、意図的な誤脱、詐称、内部統制の無効を含みます。
- ・状況に適した、しかしシリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明する目的ではない監査手続を策定するため、該当する監査に関する内部統制についての理解を得ます。
- ・使われている会計方針の適切性と取締役による会計上の見積もりと関連する開示の合理性を評価します。
- ・関連する事象や状況において、当該シリーズ・トラストの継続企業として継続する能力について重要な疑問を生じさせるような重大な不確実性が存在するかどうか、入手した監査証拠に基づき、取締役の継続企業の前提の使用の適切性について判断を下します。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務諸表上の関連する開示に対して注意を向ける義務があり、かかる開示が不十分である場合、意見を修正する義務があります。我々の結論は我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいています。しかしながら、将来の事象や状況によってはシリーズ・トラストが継続企業の前提の継続を中止することもあり得ます。
- ・公正な表示となる方法で、財務諸表が内在する取引や事象を表明しているかどうかや、開示を含めて財務諸

表の全体的な表示や構成、内容を評価します。

我々は、監査中に特定したいかなる内部統制の著しい不備も含め、計画された監査の範囲とタイミングと重大な監査結果などについて、これらの統制の管理を任されている者と意思疎通を図ります。

KPMG

2017年5月10日

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

財務状態計算書

2016年12月31日

(日本円にて表示)

| 資産 | 2016年12月31日 | 2015年12月31日 |
|---------------------------------------|------------------|------------------|
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 (注2.2、2.3、5、6) | ¥ 19,565,723,311 | ¥ 11,035,213,868 |
| 現金及び現金同等物(注2.1) | 1,915,711,625 | 150,430,050 |
| 仲介業者未収残高(注2.13) | 82,882,597 | 9,154,693 |
| 売掛金: | | |
| 受益証券の発行(注2.8、3) | 640,000,000 | - |
| 利息(注2.10) | 126,069,143 | 65,211,059 |
| 分配金(注2.10) | 742,405 | 356,342 |
| 前払手数料(注8.2A) | 1,313,463 | 2,317,928 |
| 資産合計 | 22,332,442,544 | 11,262,683,940 |
| 負債 | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債 (注2.2、2.3、5、6) | 593,605,577 | 58,244,774 |
| 買掛金: | | |
| 報酬代理人報酬(注8.2C) | 34,958,352 | 19,027,777 |
| 買戻受益証券(注2.8、3) | 27,586,750 | - |
| 副投資運用会社報酬(注8.2B) | 16,823,553 | 8,648,986 |
| 買入有価証券(注2.4) | 11,823,330 | - |
| 専門家報酬 | 2,024,525 | 1,849,200 |
| 事務管理代行会社報酬(注8.1A) | 1,962,484 | 2,430,584 |
| 保管報酬(注8.1B) | 1,206,095 | 833,069 |
| 名義書換代理人報酬(注8.1C) | 23,875 | 360,906 |
| 負債(償還可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く) | 690,014,541 | 91,395,296 |
| 償還可能受益証券保有者に帰属する純資産(注3) | ¥ 21,642,428,003 | ¥ 11,171,288,644 |

Fiona Barrie

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドを代表し

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)の受託会社として

Scott Dakers

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドを代表し

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)の受託会社として

2017年5月10日

日付

2017年5月10日

日付

添付の注は、本財務諸表と不可分のものである。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

包括利益計算書

2016年12月31日に終了する年度

（日本円にて表示）

| | 2016年12月31日 | 2015年8月3日 （設立日）～ 2015年12月31日 に終了した年度 |
|--|-----------------|---|
| 収益 | | |
| 受取利息（注2.10） | ¥ 135,884,890 | ¥ 24,713,691 |
| 受取配当金（注2.10） | 115,246,257 | 13,941,143 |
| 損益を通じて公正価値で測定する 金融資産・負債実現純損失（注2.2、7、8.2E） | 953,071,351 | (165,020,452) |
| 外貨取引実現純損失（注2.6） | (88,341,621) | (8,166,094) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債未実 現評価（損失）/利益純増減（注2.2、7、8.2E） | (904,837,664) | 84,323,121 |
| 外貨取引未実現評価利益/（損失）純増減（注2.6） | 2,629,187 | (2,091,889) |
| 損失合計 | 213,652,400 | (52,300,480) |
| 費用 | | |
| 報酬代理人報酬（注8.2C） | 137,478,471 | 22,229,765 |
| 副投資運用会社報酬（注8.2B） | 63,423,613 | 10,104,435 |
| 事務管理代行会社報酬（注8.1A） | 10,536,543 | 2,430,584 |
| 受託会社報酬（注8.1B） | 8,002,455 | 833,069 |
| 専門家報酬 | 2,077,310 | 1,849,200 |
| 取引報酬（注2.12） | 1,243,241 | 865,806 |
| 設立費用 | 1,192,421 | 342,300 |
| 利息費用 | 181,384 | - |
| 保管報酬（注8.2A） | 159,076 | 769,800 |
| 名義書換料 | 46,118 | 100,442 |
| 名義書換代理人報酬（注8.1C） | - | 360,906 |
| 費用合計 | 224,340,632 | 39,886,307 |
| 金融費用引前営業損失 | (10,688,232) | (92,186,787) |
| 金融費用 | | |
| 償還可能受益証券保有者への分配（注2.7） | (126,083,550) | - |
| 分配後税引前損失 | (136,771,782) | (92,186,787) |
| 源泉徴収税（注2.11） | (47,589,848) | (4,636,619) |
| 営業活動から償還可能受益証券保有者に帰属する 純資産減 | ¥ (184,361,630) | ¥ (96,823,406) |

添付の注は、本財務諸表と不可分のものである。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

償還可能受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2016年12月31日に終了する年度

（日本円にて表示）

| | | |
|---------------------------|---|----------------|
| 2015年8月3日（運用開始日）現在 | ¥ | - |
| 償還可能受益証券発行（注3） | | 11,286,000,000 |

| | | |
|--------------------------|---|----------------|
| 償還可能受益証券買戻(注3) | | (17,887,950) |
| 業務から償還可能受益証券保有者に帰属する純資産減 | | (96,823,406) |
| 2015年12月31日現在 | ¥ | 11,171,288,644 |
| 償還可能受益証券発行(注3) | | 11,108,000,000 |
| 償還可能受益証券買戻(注3) | | (452,499,011) |
| 業務から償還可能受益証券保有者に帰属する純資産減 | | (184,361,630) |
| 2016年12月31日現在 | ¥ | 21,642,428,003 |

添付の注は、本財務諸表と不可分のものである。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

キャッシュフロー計算書

2016年12月31日に終了する年度

(日本円にて表示)

| | 2016年12月31日 | 2015年8月3日 (設立日)~ 2015年12月31日 に終了した年度 |
|---|------------------|---|
| 営業活動によるキャッシュフロー | | |
| 営業活動からの償還可能受益証券保有者に帰属する純資産減 | ¥ (184,361,630) | (96,823,406) |
| 営業活動からの償還可能受益証券保有者に帰属する純資産減を営業活動で使用される現金に合致させる調整項目: | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入 | (14,144,525,769) | (11,314,583,257) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産の処分益 | 4,929,921,575 | 376,631,282 |
| 先渡為替予約決済における純収入 | 1,065,644,741 | (142,249,175) |
| 先物取引決済における純収入 | (20,329,345) | (12,387,960) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債実現純利益/損失 | (953,071,351) | 165,020,452 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債未実現評益/損益純増減 | 904,837,664 | (84,323,121) |
| 投資有価証券増 | (2,638,896) | (377,501) |
| 投資有価証券償却 | 225,012,741 | 35,300,186 |
| 未収配当金増 | (386,063) | (356,342) |
| 未収利息増 | (60,858,084) | (65,211,059) |
| 前払手数料減/(増) | 1,004,465 | (2,317,928) |
| 仲介業者未払残高増 | (73,727,904) | (9,154,693) |
| 購入有価証券未払残高増 | 11,823,330 | - |
| その他の未払金増 ⁽¹⁾ | 23,848,362 | 33,150,522 |
| 営業活動で使用される現金増減 | (8,277,806,164) | (11,117,682,000) |
| 財務活動によるキャッシュフロー | | |
| 発行済買戻可能受益証券による利益 | 10,468,000,000 | 11,286,000,000 |
| 受益証券買戻 | (424,912,261) | (17,887,950) |
| 財務活動による現金増減 | 10,043,087,739 | 11,268,112,050 |
| 現金及び現金同等物純増 | 1,765,281,575 | 150,430,050 |

| | | |
|------------------------------|------------------------|--------------------|
| 現金及び現金同等物の期首残高（注2.1） | 150,430,050 | - |
| 現金及び現金同等物の期末残高（注2.1） | ¥ 1,915,711,625 | 150,430,050 |
| 営業活動からのキャッシュフローについての 補足情報 | | |
| 支払利息 | ¥ 74,673,063 | (40,497,368) |

(1) その他の未払金は、財政状態計算書において公表されている事務管理代行会社報酬、副投資運用会社報酬、報酬代理人報酬、専門家報酬、保管報酬及び名義書換代理人報酬からなっています。

添付の注は、本財務諸表と不可分のものである。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記

2016年12月31日に終了する年度

1. 組織

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）（「本シリーズ・トラスト」）は、ケイマン諸島法に基づき2013年12月2日付基本信託証書によって設立されたオープンエンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIシリーズ・トラスト（「本トラスト」）です。本シリーズ・トラストは、2015年7月3日付補足信託証書に基づき設立され、ケイマン諸島法に基づく信託会社エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）により執行されました。本シリーズ・トラストは、2015年8月3日に運用を開始し、最終償還日まで継続します。最終償還日は、2163年12月1日又は、「強制買戻事由」 評価日において受益証券クラスに帰属する純資産価格が¥500,000,000以下となるか、受託会社及び運用会社が全受益証券の強制償還に同意する のいずれかが発生した後最初に到来する実質償還日のうち、早く到来する日を指します。

本トラストは、ケイマン諸島の（改定）信託法に基づく免除単位型ユニット・トラストであり、2014年1月22日にケイマン諸島の（改定）ミューチュアル・ファンド法に基づき登録されました。

本トラストの主たる事業所は、89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islandsです。

本シリーズ・トラストの運用会社は、クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（「運用会社」）です。また、本シリーズ・トラストの副投資運用会社は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン（「副投資運用会社」）です。

本シリーズ・トラストの事務管理代行会社、保管銀行及び名義書換代理人は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社（「事務管理代行会社」、「保管銀行」及び「名義書換代理人」）です。

本シリーズ・トラストの報酬代理人及び通貨業務会社は、クレディ・スイス・インターナショナル（「報酬代理人」及び「通貨業務会社」）です。

本シリーズ・トラストは日本円建て（「円」又は「¥」）です。本シリーズ・トラストにおいては、現在「日本円ヘッジ1508クラス受益証券」、「日本円ヘッジ1510クラス受益証券」、「日本円ヘッジ1511クラス受益証券」、「日本円ヘッジ1602クラス受益証券」、「日本円ヘッジ1603クラス受益証券」、および「日本円ヘッジクラス受益証券」の6クラスを発行することができます。運用開始日はそれぞれ、日本円ヘッジ1602クラス受益証券が2016年2月1日、日本円ヘッジ1603クラス受益証券が2016年3月29日、日本円ヘッジクラス受益証券が2016年12月16日です。受託会社は、各運用通貨においてクラスを指定できます。受益証券の払込み及び償還は、該当クラスの業務通貨にて処理され、当該クラスの純資産価格はその運用通貨にて計算・表示されます。

本シリーズ・トラストの投資目的は、投資比率が狭いレンジに固定された資産複合ポートフォリオに比較し

て、優れたリスク調整リターンを投資家に提供することです。本シリーズ・トラストは、流動性のある有価証券ポートフォリオに投資することにより、長期の期待変動率が年率約8%で、市場サイクルにおいて高い期待リターンを提供することを目指します(「バランス型有価証券ポートフォリオ」といい、他の許容されている投資と合わせてこれらのバランス型有価証券ポートフォリオを「選択された投資商品」といいます)。

選択された投資商品は、半年ごとに一定収益の創出が見込まれています(「創出収益」)。この収益は、名目上、受益証券保有者に分配されます(2016年1月28日以降の毎年1月28日及び7月28日、当該日が営業日でない場合は、その直前の営業日)(「分配日」)。

本財務諸表は、2017年5月10日受託会社によって承認されました。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)
財務諸表に関する注記(続き)
2016年12月31日に終了する年度

2. 重要な会計方針の概要

本財務諸表の作成において適用された主要会計方針は以下の通りです。本方針は表示された期間に適用されています。本財務諸表は、国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されています。また本財務諸表は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債(デリバティブ金融商品を含む)の評価替えによって修正される取得原価主義に基づいて作成されています。IFRSに基づく財務諸表の作成にあたっては、一定の重要な会計上の見積もりを使用する必要があり、また受託会社及び運用会社は、本シリーズ・トラストの会計方針を適用する過程で様々な判断を下す必要があります。本財務諸表にとって前提及び見積もりが重要となる分野は、注4に示されています。実際の結果はこれらの見積もりとは異なる可能性があります。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号への改訂)(2012)(改訂)を採用しています。経営陣は、本シリーズ・トラストが投資企業の定義を満たしていると結論づけました。

新たに発行された基準、改定、解釈のうち、2016年12月31日に終了する年度において発効しておらず、早期適用されていないもの

2018年1月1日以降に開始される年度に適用されるIFRS第9号「金融商品」は、各企業が一部のハイブリッド契約を含む金融資産・負債をどのように分類し測定すべきかを規定しています。IAS第39号の要件と比べ、本基準では金融資産の分類・測定方法が改善され単純化されています。金融負債の分類・測定に関するIAS第39号の要件の大半は変更なく継承されています。本基準では、金融資産の分類にあたり一貫した方法が適用されると共に、IAS第39号において、それぞれ独自の分類基準があった金融資産区分の多くが変更されました。本シリーズ・トラストでは、引き続き金融資産・負債(長期・短期とも)を損益を通じ公正価値で分類する予定のため、本基準が本シリーズ・トラストの財政状態又は実績に大きな影響を及ぼすことは想定されていません。

上記の他に、まだ発効しておらず本シリーズ・トラストに大きな影響を及ぼすと想定される基準、解釈、改定はありません。

2.1 現金及び現金同等物

本シリーズ・トラストでは、全ての現金、外貨及び3カ月以内に当初満期を迎える短期預金を現金及び現金同等物とみなします。

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、本シリーズ・トラストの現金及び現金同等物残高は以下の通りです。

| | 2016 | 2015 |
|------|-----------------|---------------|
| 現金 | ¥ 206,651 | ¥ 8,365 |
| 定期預金 | 1,915,504,974 | 150,421,685 |
| | ¥ 1,915,711,625 | ¥ 150,430,050 |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

2.2 金融資産・負債

(A)分類

本シリーズ・トラストでは、金融資産・負債を以下のカテゴリーに分類しています。

損益を通じて公正価値で評価する金融資産：

- ・ 売買目的で保有：デリバティブ金融商品
- ・ 損益を通じて公正価値で評価するよう指定：債務・持分証券

損益を通じて公正価値で評価する金融資産の内訳は以下の通りです。

| | 2016 - 公正価値 | 2016 - 費用 |
|---------------------------|------------------|------------------|
| 債務証券投資 | ¥ 15,149,412,897 | ¥ 15,789,319,149 |
| 持分証券投資 | 4,175,133,120 | 4,003,313,128 |
| 先渡取引投資 | 231,983,236 | - |
| 先物取引投資 | 9,194,058 | - |
| 損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計 | ¥ 19,565,723,311 | ¥ 19,792,632,277 |

| | 2015 - 公正価値 | 2015 - 費用 |
|---------------------------|------------------|------------------|
| 債務証券投資 | ¥ 9,015,391,304 | ¥ 9,154,202,832 |
| 持分証券投資 | 1,514,302,137 | 1,557,409,928 |
| 先渡取引投資 | 325,431,778 | - |
| 短期国債投資 | 180,088,649 | 181,033,213 |
| 損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計 | ¥ 11,035,213,868 | ¥ 10,892,645,973 |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

償却原価で計上される金融資産：

- ・ 貸付金及び債権：現金及び現金同等物、受益証券発行未収金、未収利息、売却有価証券及び仲介業者未収残高

損益を通じて公正価値で評価する金融負債：

- ・ 売買目的で保有：デリバティブ金融商品

損益を通じて公正価値で評価する金融負債の内訳は以下の通りです。

| | 2016 - 公正価値 | 2016 - 費用 |
|---------------------------|---------------|-----------|
| 先物取引投資 | ¥ 92,806 | - |
| 先渡取引投資 | 593,512,771 | - |
| 損益を通じて公正価値で評価する 金融負債合計 | ¥ 593,605,577 | - |

| | 2015 - 公正価値 | 2015 - 費用 |
|-----------------|--------------|-----------|
| 先渡取引投資 | ¥ 58,244,774 | ¥ - |
| 損益を通じて公正価値で評価する | ¥ 58,244,774 | ¥ - |
| 金融負債合計 | | |

償却原価で計上される金融負債：

- ・その他負債：買戻受益証券未払金、購入有価証券未払金、事務管理代行報酬未払金、副投資運用会社報酬未払金、専門家報酬未払金、報酬代理人報酬未払金、保管報酬未払金、名義書換代理人報酬未払金及び償還可能受益証券保有者に帰属する純資産

以下の場合、金融商品は売買目的と分類されます。

- ・主に売却又は近い将来償還する目的で取得又は負担するもの
- ・当初の認識において、共に管理されるポートフォリオの一部であり、当該ポートフォリオで直近の短期利益獲得パターンであるという証拠があるもの
- ・指定された有効ヘッジ商品を除くデリバティブ

非デリバティブ金融資産で、支払が定額又は確定可能なものは、貸付金及び債権に分類されます。ただし、活発な市場で取引されるもの又は、信用力低下以外の理由で保有者が当初投資の実質全額を回収できない資産は、これに該当しません。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

(B)認識・認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産・負債を、その商品の契約当事者となった日に認識します。通常の投資売買は、約定日 本シリーズ・トラストが当該投資売買を確約した日 に認識されます。金融資産は、当該投資から生じるキャッシュフローの受領権が終了したとき又は、本シリーズ・トラストが保有によるリスク及び利益を実質的に全て譲渡したときに認識を中止します。

(C)評価

損益を通じて公正価値で評価する金融資産・負債は、当初公正価値で認識され、以後、公正価値で評価されます。当初認識の後、損益を通じて公正価値で評価する全ての金融資産・負債は、公正価値で評価されます。「損益を通じて公正価値で評価する金融資産・負債」区分の公正価値の変動によって生じる損益は、当該損益が生じた期間の包括利益計算書に表示されます。実現投資売却損益は、先入先出法によって計算されます。

損益を通じて公正価値で評価する以外の金融資産・負債は、実効金利法に基づき償却原価から減損損失（あれば）を差し引いた額で評価されます。これらの商品は、短期的又は即時的な性質を持つため、前述の額はほぼ公正価値であると見なされます。

(D)公正価値見積もり

活発な市場で取引される金融商品（上場デリバティブ及び売買目的有価証券など）の公正価値は、報告日における市場の終値に基づいています。公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受取る価格又は負債を譲渡するために支払う価格です。負債の公正価値は、当該負債の不履行リスクを反映しています。活発な市場で取引される金融資産・負債（上場デリバティブ及び売買目的有価証券）の公正価値は、報告日における市場の終値に基づいています。市場価格が容易に入手できない投資その他の資産は、運用会社の助言によって受託会社が採用した手続に従って誠実に決定された公正価値で評価することとします。結果として生じた未実現損益は、包括利益計算書に反映されます。

先物取引：先物取引とは、同意された将来の日に、同意された価格で、特定の金融商品・商品・有価証券を一方の当事者が売却し、もう一方の当事者が買取することを義務づけるものです。未決済先物取引においては、財政状態計算書作成日において取引価値の「時価評価（値洗い）」を行うことにより、当該価値の変動は未実現（損）益として計上されます。先物取引の未実現及び実現（損）益の動向は、包括利益計算書に含まれます。

先渡契約：先渡契約とは、特定の将来の日に、特定の価格で、指定された金融商品・通貨・商品又は指数を売買する確約のことを指し、現金又は他の金融資産で決済することができます。先渡契約は、為替レート又は商品価格などの観察可能なデータを用いて評価され、当該契約において規定される想定元本に適用されます。損益は、包括利益計算書において損益を通じて金融資産実現純損益において報告されます。

上場有価証券投資：公正価値は、財政状態計算書作成日において公認証券取引所における市場価格に基づくものとし、証券取引所で取引されていない商品については、信頼できる仲介業者・取引相手から入手するものとします。また、将来想定される売却費用を差し引かないこととします。

2.3 金融商品の相殺

金融資産と金融負債を相殺し、当該純額を財政状態計算書において報告する場合は、認識された額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に限り、2016年12月31日及び2015年12月31日現在、全ての金融資産・負債は総額で表示されています。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

2.4 売却有価証券債権及び買入有価証券債務

売却有価証券債権及び買入有価証券債務は、それぞれ財政状態計算書作成日において、約定済で未決済の売買取引を表します。これらの金額は、公正価値で当初認識され、以後評価されますが、売却有価証券債権の減損引当金は差し引かれます。減損引当金は、本シリーズ・トラストが売却有価証券債権の全額を回収できないという客観的な証拠がある場合に設定されます。取引相手の重大な資金難、仲介業者が破産又は金融更生手続きを開始する可能性及び、支払不履行が、売却有価証券債権の減損の指標になると考えられます。

2.5 費用

費用は、包括利益計算書において発生主義に基づき計上されます。

2.6 為替換算

(A)機能及び表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、日本円にて測定され投資家に報告されます。受託会社は、日本円が原取引、事象及び状態の経済的効果を最も忠実に表す通貨だとみなします。本財務諸表は、本シリーズ・トラストの機能及び表示通貨である日本円で表示されています。

(B)取引及び残高

外貨建ての金融資産・負債は、評価日において日本円に換算されます。外貨建ての金融資産・負債の売買、受益証券の発行及び買戻及び収支項目は、それぞれの取引日において日本円に換算されます。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に関する為替レートの変動によって生じる、報告した実現・未実現為替純差益・差損は、包括利益計算書における損益を通じて評価する金融資産・負債実現純損益及び、損益を通じて評価する金融資産・負債未実現評価損益純増減に含まれます。

2.7 分配金

本シリーズ・トラストの現在の方針では、受益証券の各クラス保有者に半年ごとに分配金を支払います。全ての分配金は、関連して課される源泉徴収税その他の税を控除して支払われます。また全ての名目分配金は、受益証券保有者に実際に支払われず、同クラスの追加受益証券の払込みに充当されます。

各分配日に支払われる分配金の額は、各受益証券クラスの一口あたり予想キャピタル・ゲインなどの要因に基づき、運用会社の裁量で決定されます。運用会社は、適当と思われる状況においては、ある半年について受益証券クラスの半年分の分配金支払の見送りを決定することもできます。運用会社は、本シリーズ・トラストの投資目的及び方針の適用によって、当該受益証券クラスの受益証券の運用状況が前の半年より悪化した場合、又はその決定が適切だと思われる範囲で運用状況が予想を下回ったと投資運用者がその裁量で決定した場合

（ただし、それに限らない）、配当金の支払いを見送る決定をすることがあります。

半年分の分配金は、原則として未払利息を含む合計収益と同額となります。しかし、本シリーズ・トラストが収益をあげることは保証されておらず、当該受益証券クラスの半年毎収益は最悪の場合ゼロとなる可能性があります。さらに、運用会社は半年毎分配金額を変更する裁量を保有しています。受益証券クラスの半年毎収益がゼロの場合、又は運用会社が名目収益より多額の半年毎配金支払を決定した場合、その差額は当該受益証券クラスに帰属する投資元本から支払われます。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

2016年12月31日に終了する年度において行われた分配金の宣言または支払は以下の通りです。

| | 2016 | |
|-------------------|------|-------------|
| 日本円ヘッジ1508クラス受益証券 | ¥ | 22,534,811 |
| 日本円ヘッジ1510クラス受益証券 | | 49,295,398 |
| 日本円ヘッジ1511クラス受益証券 | | 15,021,289 |
| 日本円ヘッジ1602クラス受益証券 | | 25,715,778 |
| 日本円ヘッジ1603クラス受益証券 | | 13,516,274 |
| | ¥ | 126,083,550 |

2015年12月31日に終了する期間において宣言され支払われた分配金はありません。

2.8 買戻可能受益証券

本シリーズ・トラストには、保有者が自由に償還できる償還可能受益証券クラスが3つあります。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号（改訂）「金融商品：表示」に従って、償還請求権付金融商品を負債に分類しています。本改訂では、以下を含む一定の厳格な基準を満たす場合、金融負債に該当する償還請求権付金融商品を自己資本に分類するよう求めています。

- ・当該償還請求権付金融商品が、保有者に純資産の比例配分した持分を付与するものであること。
- ・当該償還請求権付金融商品が最も劣後するクラスであり、その特徴が同一であること。
- ・発行体の償還義務の他に、現金その他の金融資産について契約上の引渡し義務がないこと。
- ・当該償還請求権付金融商品から全期間を通して生じる合計予想キャッシュフローが、実質的に発行体の損益に基づいていること。

本シリーズ・トラストの償還可能受益証券は、上記の条件全ては満たしていないため、金融負債に分類されます。

償還可能受益証券は、本シリーズ・トラストの純資産価格の比例割合に相当する現金で、いつでも本シリーズ・トラストに戻し入れることができます。

償還可能受益証券保有者が、本シリーズ・トラストへの償還権を行使する場合、当該償還可能受益証券は財政状態計算書作成日において支払うべき償還額で記載されます。

償還可能受益証券は、発行又は償還時における本シリーズ・トラストの一口あたり純資産価格に基づく金額で発行され買戻されます。本シリーズ・トラストの一口あたり純資産価格は、償還可能受益証券の各クラスの保有者に帰属する純資産総額を、各クラスの発行済償還可能受益証券の合計数で割って求められます。詳細については注3をご参照ください。

2.9 補償

受託会社及び運用会社は、本シリーズ・トラストに代わって、各種補償を含む一定の契約を締結します。こうした契約の下での本シリーズ・トラストの最大エクスポージャーは不明です。しかしながら、本シリーズ・トラストにおいて、これまでこれらの契約に基づく優先損害補償請求を受領したことはなく、損失リスクの可能性は低いと考えられます。

2.10 受取利息、受取配当金及び関連債権

受取利息は、実効金利法に基づき期間比例で計上され、現金及び現金同等物からの受取利息を含みます。受取配当金は、支払金受領権が設定された時点で計上されます。各有価証券の期間における割引額増加及びプレミアム償却は、実効利回り法に基づき計算されます。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

2.11 課税

本トラストは、ケイマン諸島政府から、2063年12月2日まであらゆる地方所得税、利得税及びキャピタル・ゲイン税を免除されています。現在、ケイマン諸島においてこのような税は課されていません。

現在、本シリーズ・トラストは、複数国から投資収益及びキャピタル・ゲインに課された源泉徴収税を負っています。こうした収益又は利得は、包括利益計算書において源泉徴収税を含めて計上されています。源泉徴収税は、包括利益計算書において別科目として表示されています。

2016年12月31日に終了する年度及び2015年8月3日（運用開始日）～2015年12月31日において、税額残高の内訳は以下の通りです。

| | 2016 | | 2015 | |
|--------------|------|------------|------|-----------|
| 利息に対する源泉徴収税 | ¥ | 14,726,073 | ¥ | 639,740 |
| 配当金に対する源泉徴収税 | | 32,863,775 | | 3,996,879 |
| | ¥ | 47,589,848 | ¥ | 4,636,619 |

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国を本拠地とする有価証券に投資しています。これらの外国の多くには、キャピタル・ゲイン税を本シリーズ・トラストを含む非居住者にも適用すると規定する税法があります。このキャピタル・ゲイン税は、自己査定を基に決定するよう求められるため、本シリーズ・トラストの取次業者に「源泉徴収」として差し引かれることはありません。

IAS第12号「所得税」に従い、こうした外国の税法が、関係税務当局があらゆる事実及び状況を十分に把握していると仮定して、当該国で発生した本シリーズ・トラストのキャピタル・ゲインに対して租税債務が賦課される可能性が高い場合は、本シリーズ・トラストは租税債務を認識することが求められます。そして、租税債務は、税法及び規定された又は実質的に規定された税率に基づき、報告期間終了までに関係税務当局に支払うべき金額で評価されます。制定された税法のオフショア投資シリーズ・トラストへの適用方法については、不確実な場合があります。このため、租税債務が最終的に本シリーズ・トラストによって支払われるかどうかについても不確実になります。従って、不確実な租税債務を評価する場合、経営陣は、関係税務当局の公式又は非公式慣行等を含め、その時点で入手可能で、支払見込みに影響を与える可能性のある関連事実及び状況を全て検討します。

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、運用会社は、本シリーズ・トラストにおいて、付随の財務諸表において認識していない優遇税制措置に関して記載すべき負債はない旨を決定しています。これは運用会社として最良の推定ではあるものの、外国の税務当局が本シリーズ・トラストのキャピタル・ゲインに対して税の徴収を試みるリスクが残されています。こうした徴税は、予告なしに実行され、遡及的に課される可能性もあり、結果として本シリーズ・トラストが損失を被る可能性があります。

2.12 取引手数料

取引手数料は、損益を通じて公正価値で評価する金融資産・負債の取得又は処分にかかる費用です。取引手数料が発生した場合、直ちに包括利益計算書において費用として計上されます。2016年12月31日に終了する年度及び2015年12月31日に終了する期間において、本シリーズ・トラストは取引手数料としてそれぞれ1,243,241円及び865,806円を支払っています。

2.13 取次業者未払残高

先物取引を実行する際、本シリーズ・トラストは取次業者に対して、契約金額の一定の割合と同額の現金その

他の資産を担保として差し入れる必要があります(当初証拠金)。変動証拠金としての以後の支払は、原有価証券の公正価値の日次変動に従い、各日において本シリーズ・トラストより実行又は受領されます。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

財務諸表に関する注記(続き)

2016年12月31日に終了する年度

3. 償還可能受益証券

本シリーズ・トラストの各受益証券の純資産価格は、本シリーズ・トラストの純資産価格(「純資産価格」とは合計資産価格から未払手数料及び費用を差し引いたものをいいます)を本シリーズ・トラストの合計発行済受益証券数で割って求められます。事務管理代行会社は、各取引日の業務終了時における本シリーズ・トラストの純資産価格を計算します。

受益証券の基準価額は、いかなる目的においても日本円で計算され支払われます。

最低当初払込金額は1円とし、注文に端数を含むことはできません。全ての受益証券保有者は、払込の申込をする必要があります。各受益証券クラスの当初購入価額は、一口あたり1円です。受益証券に関するあらゆる支払は日本円で行われます。受託会社は、いかなる理由でも説明なしに払込を拒否することができます。

当初受益証券発行後、適格な投資家は、該当する払込金額で受益証券の払込をすることができます。受益証券に関するあらゆる支払は日本円で行われます。受託会社は、いかなる理由でも説明なしに払込を拒否することができます。

受託会社又は正当に指名された代理人は、当該払込日から2営業日以内の午後8時(東京時間)までに、受益証券の払込金を受領しなければなりません。払込の申込は取消不能です。

2016年12月31日現在の合計純資産、発行済受益証券及び一口あたり純資産総額は以下の通りです。

| 受益証券クラス | | 合計純資産 | 発行済受益証券 | | 一口あたり 純資産総額 |
|-----------------------|---|-----------------------|-----------------------|---|----------------|
| 日本円ヘッジ1508 クラス受益証券 | ¥ | 2,472,457,291 | 2,545,060,760 | ¥ | 0.9715 |
| 日本円ヘッジ1510 クラス受益証券 | ¥ | 6,114,398,239 | 6,187,387,592 | ¥ | 0.9882 |
| 日本円ヘッジ1511 クラス受益証券 | ¥ | 2,175,758,599 | 2,204,831,914 | ¥ | 0.9868 |
| 日本円ヘッジ1602 クラス受益証券 | ¥ | 5,002,849,946 | 5,055,430,506 | ¥ | 0.9896 |
| 日本円ヘッジ1603 クラス受益証券 | ¥ | 2,737,837,775 | 2,797,645,815 | ¥ | 0.9786 |
| 日本円ヘッジ クラス受益証券 | ¥ | 3,139,126,153 | 3,131,838,710 | ¥ | 1.0023 |
| | ¥ | 21,642,428,003 | 21,922,195,297 | | |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

財務諸表に関する注記(続き)

2016年12月31日に終了する年度

2015年12月31日現在の合計純資産、発行済受益証券及び一口あたり純資産総額は以下の通りです。

| 受益証券クラス | | 合計純資産 | 発行済受益証券 | | 一口あたり 純資産総額 |
|---------|--|-------|---------|--|----------------|
|---------|--|-------|---------|--|----------------|

| | | | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|-----------------------|---|--------|
| 日本円ヘッジ1508 クラス受益証券 | ¥ | 2,583,370,517 | 2,637,030,063 | ¥ | 0.9797 |
| 日本円ヘッジ1510 クラス受益証券 | ¥ | 6,318,879,634 | 6,346,750,274 | ¥ | 0.9956 |
| 日本円ヘッジ1511 クラス受益証券 | ¥ | 2,269,038,493 | 2,284,000,000 | ¥ | 0.9934 |
| | ¥ | 11,171,288,644 | 11,267,780,337 | | |

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、受益証券保有者2社が全発行済受益証券を保有しており、純資産の持分が100%となっています。

受益証券保有者は、受託会社の書面による事前同意を得た場合のみ、保有受益証券を譲渡することができます。受託会社は、当該同意を不当に保留又は遅延させることはできません。いかなる受益証券の譲渡も、本シリーズ・トラストの受益証券保有者名簿に記載されるまで、受託会社又は受益証券保有者に対して効力又は拘束力を持ちません。

各受益証券保有者は、受託会社又は正当に指名された代理人に対し、受益証券全て又は一部につき買戻日における純資産総額(「買戻額」)での買戻を求める買戻通知を提出することができます。買戻注文は、関連通貨又は受益証券で提出できます。買戻通知が、受益証券保有者名簿に記載された受益証券保有者の全保有受益証券についてではない場合、受託会社はその独自の裁量により、1円又は1口の最低買戻要件を適用することができます。また、買戻通知は取消不能です。

最終買戻日までの各受益証券買戻においては、買戻手数料は発行価格の割合と同等であり、下表の通り、日本円ヘッジ1508クラス受益証券、日本円ヘッジ1510クラス受益証券、日本円ヘッジ1511クラス受益証券、日本円ヘッジ1602クラス受益証券及び日本円ヘッジ1603クラス受益証券のそれぞれについて買戻手数料が適用されます(「買戻手数料」)。日本円ヘッジクラス受益証券には買戻手数料の適用はありません。

| 買戻日 | 日本円ヘッジ1508クラス受益証券の買戻手数料 |
|---|-------------------------|
| 日本円ヘッジ1508クラス受益証券の当初契約日(同日を含む) ~2016年8月2日(同日を含む) | 3.00% |
| 2016年8月3日(同日を含む)~2017年8月2日(同日を含む) | 2.50% |
| 2017年8月3日(同日を含む)~2018年8月2日(同日を含む) | 2.00% |
| 2018年8月3日(同日を含む)~2019年8月2日(同日を含む) | 1.50% |
| 2019年8月3日(同日を含む)~2020年8月2日(同日を含む) | 1.00% |
| 2020年8月3日(同日を含む)~最終買戻日(同日を含む) | なし |

| 買戻日 | 日本円ヘッジ1510クラス受益証券の買戻手数料 |
|--|-------------------------|
| 日本円ヘッジ1510クラス受益証券の当初契約日(同日を含む) ~2016年9月30日(同日を含む) | 3.00% |
| 2016年10月1日(同日を含む)~2017年9月30日(同日を含む) | 2.50% |
| 2017年10月1日(同日を含む)~2018年9月30日(同日を含む) | 2.00% |
| 2018年10月1日(同日を含む)~2019年9月30日(同日を含む) | 1.50% |
| 2019年10月1日(同日を含む)~2020年9月30日(同日を含む) | 1.00% |
| 2020年10月1日(同日を含む)~最終買戻日(同日を含む) | なし |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

財務諸表に関する注記(続き)

2016年12月31日に終了する年度

| 買戻日 | 日本円ヘッジ1511クラス受益証券の買戻手数料 |
|---|-------------------------|
| 日本円ヘッジ1511クラス受益証券の当初契約日(同日を含む) ~2016年11月23日(同日を含む) | 3.00% |
| 2016年11月24日(同日を含む)~2017年11月23日(同日を含む) | 2.50% |

| | |
|---------------------------------------|-------|
| 2017年11月24日（同日を含む）～2018年11月23日（同日を含む） | 2.00% |
| 2018年11月24日（同日を含む）～2019年11月23日（同日を含む） | 1.50% |
| 2019年11月24日（同日を含む）～2020年11月23日（同日を含む） | 1.00% |
| 2020年11月24日（同日を含む）～最終買戻日（同日を含む） | なし |

| | |
|--|-------------------------|
| 買戻日 | 日本円ヘッジ1602クラス受益証券の買戻手数料 |
| 日本円ヘッジ1602クラス受益証券の当初契約日（同日を含む） ～2017年1月31日（同日を含む） | 3.00% |
| 2017年2月1日（同日を含む）～2018年1月31日（同日を含む） | 2.50% |
| 2018年2月1日（同日を含む）～2019年1月31日（同日を含む） | 2.00% |
| 2019年2月1日（同日を含む）～2020年1月31日（同日を含む） | 1.50% |
| 2020年2月1日（同日を含む）～2021年1月31日（同日を含む） | 1.00% |
| 2021年2月1日（同日を含む）～最終買戻日（同日を含む） | なし |

| | |
|--|-------------------------|
| 買戻日 | 日本円ヘッジ1603クラス受益証券の買戻手数料 |
| 日本円ヘッジ1603クラス受益証券の当初契約日（同日を含む） ～2017年3月28日（同日を含む） | 3.00% |
| 2017年3月29日（同日を含む）～2018年3月28日（同日を含む） | 2.50% |
| 2018年3月29日（同日を含む）～2019年3月28日（同日を含む） | 2.00% |
| 2019年3月29日（同日を含む）～2020年3月28日（同日を含む） | 1.50% |
| 2020年3月29日（同日を含む）～2021年3月28日（同日を含む） | 1.00% |
| 2021年3月29日（同日を含む）～最終買戻日（同日を含む） | なし |

買戻手数料は、買戻を行う受益証券保有者から報酬代理人に支払われます。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

各クラスにおける受益証券の買戻に関する受益証券保有者への支払は、現金で支払われますが、受託会社が運用会社と協議の上で、受益証券保有者にとって最大の利益になると判断した場合は、受託会社が保有する有価証券の分配による現物支払（又は一部現物支払）も可能です。受託会社がこのような判断をした場合、同日における全ての買戻受益証券保有者への分配は、同様の基準で行われます。

また、受益証券保有者の要請により、適用通貨で自由に購入できる他通貨での支払も可能ですが、この場合、為替費用は受益証券保有者への支払金額から差し引かれます。買戻金額には実際の支払日までの利息は発生しません。

2016年12月31日に終了する年度及び2015年12月31日に終了する期間において、発行受益証券、買戻受益証券及び発行済受益証券の金額は以下のとおりです。

| 受益証券クラス | 2015年12月31日 | | 発行受益証券 による収入 | 買戻受益証券 による収入 | 2016年12月31日 | |
|-----------------------|-------------|---------------|-----------------|-----------------|-------------|---------------|
| | 現在 | | | | 現在 | |
| 日本円ヘッジ1508 クラス受益証券 | ¥ | 2,637,362,300 | ¥ | - | ¥ | 2,545,680,005 |
| 日本円ヘッジ1510 クラス受益証券 | | 6,346,749,750 | | (159,853,173) | | 6,186,896,577 |
| 日本円ヘッジ1511 クラス受益証券 | | 2,284,000,000 | | (79,791,449) | | 2,204,208,551 |
| 日本円ヘッジ1602 クラス受益証券 | | - | 5,158,000,000 | (103,262,577) | | 5,054,737,423 |
| 日本円ヘッジ1603 クラス受益証券 | | - | 2,816,000,000 | (17,909,517) | | 2,798,090,483 |

| | | | | |
|-------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|
| 日本円ヘッジ クラス受益証券 | - | 3,134,000,000 | - | 3,134,000,000 |
| 合計 | ¥ | 11,268,112,050 | ¥ | 11,108,000,000 |
| | | | ¥ | (452,499,011) |
| | | | ¥ | 21,923,613,039 |

| 受益証券クラス | 2015年8月3日 | | | | 2015年12月31日 現在 |
|-----------------------|---------------|-------------------------|-----------------------|----------|-----------------------|
| | 現在 (運用開始日) | 発行受益証券 による収入 | 買戻受益証券 による収入 | | |
| 日本円ヘッジ1508 クラス受益証券 | ¥ - | ¥ 2,655,000,000 | ¥ (17,637,700) | ¥ | 2,637,362,300 |
| 日本円ヘッジ1510 クラス受益証券 | - | 6,347,000,000 | (250,250) | | 6,346,749,750 |
| 日本円ヘッジ1511 クラス受益証券 | - | 2,284,000,000 | - | | 2,284,000,000 |
| 合計 | ¥ - | ¥ 11,286,000,000 | ¥ (17,887,950) | ¥ | 11,268,112,050 |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

財務諸表に関する注記(続き)

2016年12月31日に終了する年度

2016年12月31日に終了する年度及び2015年12月31日に終了する期間において、発行受益証券数、買戻受益証券数及び発行済受益証券数は以下の通りです。

| 受益証券クラス | 2015年12月31日 現在 | 発行償還可能 受益証券 | 買戻償還可能 受益証券 | 2016年12月31日 現在 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| 日本円ヘッジ1508 クラス受益証券 | 2,637,030,063 | - | (91,969,303) | 2,545,060,760 |
| 日本円ヘッジ1510 クラス受益証券 | 6,346,750,274 | - | (159,362,682) | 6,187,387,592 |
| 日本円ヘッジ1511 クラス受益証券 | 2,284,000,000 | - | (79,168,086) | 2,204,831,914 |
| 日本円ヘッジ1602 クラス受益証券 | - | 5,158,000,000 | (102,569,494) | 5,055,430,506 |
| 日本円ヘッジ1603 クラス受益証券 | - | 2,816,000,000 | (18,354,185) | 2,797,645,815 |
| 日本円ヘッジ クラス受益証券 | - | 3,131,838,710 | - | 3,131,838,710 |
| 合計 | 11,267,780,337 | 11,105,838,710 | (451,423,750) | 21,922,195,297 |

| 受益証券クラス | 2015年8月3日 | | | |
|-----------------------|---------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|
| | 現在 (運用開始日) | 発行償還可能 受益証券 | 買戻償還可能 受益証券 | 2015年12月31日 現在 |
| 日本円ヘッジ1508 クラス受益証券 | - | 2,655,000,000 | (17,969,937) | 2,637,030,063 |
| 日本円ヘッジ1510 クラス受益証券 | - | 6,347,000,000 | (249,726) | 6,346,750,274 |
| 日本円ヘッジ1511 クラス受益証券 | - | 2,284,000,000 | - | 2,284,000,000 |
| 合計 | - | 11,286,000,000 | (18,219,663) | 11,267,780,337 |

受託会社は、いつでもいかなる理由によっても、受益証券保有者に対し書面による事前通知を5営業日前までに

行うことにより、保有する受益証券の全て又は一部を、その時点における純資産価格から受託会社が負担した費用又は受益証券保有者が支払うべき金額を差し引いた額で買戻すことができます。

一口あたり純資産価格の計算が停止された場合は、受益証券の発行及び買戻及び当該取引に関する支払も停止されます。このような停止が課される又は解除された場合、受託会社は可及的速やかに受益証券保有者に通知することとします。停止期間中、払込申込及び買戻通知は取消不能であり、場合によって次の払込日又は買戻日に処理されます。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

4. 重要な会計上の見積もり及び判断

4.1 重要な会計上の見積もり及び前提

経営陣は、報告される資産・負債額に影響を与える将来に関して、見積もり及び前提を策定します。見積もりは、過去の経験及びその他の要因 状況に鑑みて将来発生しうるとされる事象など に基づき、継続的に評価されます。その結果となる会計上の見積もりは、本質的に、実際の結果とほとんど同じになることはありません。本シリーズ・トラストは、時によって、店頭デリバティブなど活発な市場では取引されない金融商品を保有することができます。かかる金融商品の公正価値は、評価技法を用いて決定されます。評価技法（モデルなど）を用いて公正価値を決定する場合、当該技法は法的に有効なものとし、運用会社によって定期的に見直されます。

5. 金融リスク管理

5.1 本シリーズ・トラストの主要リスク要因

本シリーズ・トラストは、その活動によって様々な金融リスク 市場リスク（為替リスク、公正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスク及び価格リスクを含む）、信用リスク及び流動性リスク にさらされます。これらのリスクは、受託会社が承認した方針に基づき、運用会社によって管理されます。

本シリーズ・トラストでは、さらされる多様なリスクを測定・管理するために異なる方法を使用します。これらの方法は以下の説明の通りです。

リスク要因に関する以下の議論は、本シリーズ・トラストに対する投資が抱えるリスクにつき完全な説明したものではありません。

(A) 為替リスク

本シリーズ・トラストが投資する有価証券、先物為替予約及び先物取引は、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨で表示又は値付けされることがあります。このため、為替レートの変動が本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値に影響を与える可能性があります。一般的に、本シリーズ・トラストの機能通貨の価値が他の通貨に対して上昇した場合、本シリーズ・トラストの機能通貨に換算するための当該通貨の価値が下がるため、当該通貨建ての有価証券の価値は下落します。逆に、本シリーズ・トラストの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合、当該通貨建ての有価証券の価値は上昇します。一般に「為替リスク」として知られる本リスクは、本シリーズ・トラストの機能通貨の価値が高い場合は投資家の収益が減少し、本シリーズ・トラストの機能通貨の価値が低い場合は投資家の収益が増加するというものです。為替レートは、金利変動、政府・中央銀行又は国際通貨基金などの国際機関による介入（又は介入の失敗）、又は、通貨管理の導入やその他の政治的動きなど、さまざまな理由で短期間に大きく変動する可能性があります。その結果、本シリーズ・トラストの外貨建て有価証券投資収益が減少することがあります。本シリーズ・トラストが取得する一定のポジションは、予想される通貨価値変動から利益を得よう計画されています。将来価値の予測は本来不確実なものであり、市場があるポジションに対して不利に変動した場合、被る損失はヘッジされません。一般的に、絶対的な価値の変動を予測しようとする試みの投機的側面は、相対的価値の変動を予測しようとする試みのそれを超えると考えられています。

様々な種類の外貨取引の利用を通じて、本シリーズ・トラスト又は該当するクラスは、本シリーズ・トラスト

又はクラスの実績に貢献する特定通貨の実績に影響される可能性があります。運用会社が好結果を生む通貨プログラムを採用する保証はなく、本シリーズ・トラスト又はクラスの他通貨に対して機能通貨の価値が下落した場合、本シリーズ・トラスト又はクラスは当該通貨活動に起因する損失を被る可能性があります。さらに、本シリーズ・トラスト又はクラスは、運用会社が指定した通貨戦略に関する取引費用を負担します。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

財務諸表に関する注記(続き)

2016年12月31日に終了する年度

下表は、2016年12月31日現在の本シリーズ・トラストの為替リスクに対するエクスポージャーを要約したものです。

| 2016年12月31日現在 | 現金及び現金同等物 | 仲介業者未払残高 | 損益を通じて公正価値で測定する金融資産* | | 先渡為替予約 | その他の資産・負債(純額) | 純額 | 資産価格における割合 |
|-----------------|------------------------|---------------------|-------------------------|--------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|--------------|
| | | | 先物取引 | | | | | (%) |
| オーストラリアドル AUD ¥ | 998,013 ¥ | 2,581,832 ¥ | 373,839,704 ¥ | 532,069 ¥ | (239,435,436) ¥ | 4,194,359 ¥ | 142,710,541 | 0.7% |
| カナダドル CAD | 757,968 | 1,973,142 | 523,093,326 | - | (390,320,062) | 1,140,945 | 136,645,319 | 0.6 |
| ユーロ EUR | 11,687,694 | 17,775,653 | 6,905,711,603 | 6,871,989 | (6,895,067,043) | 54,870,327 | 101,850,223 | 0.5 |
| イギリスポンド GBP | 361,573 | 11,089,517 | 1,319,213,660 | - | (1,337,936,988) | 10,297,286 | 3,025,048 | 0.0 |
| シンガポールドル SGD | 4,485,047 | - | 50,699,933 | - | - | 677,148 | 55,862,128 | 0.3 |
| アメリカドル USD | 1,896,567,835 | 33,195,874 | 7,698,960,026 | (92,806) | (11,390,811,999) | (1,197,434) | (1,763,378,504) | (8.2) |
| | 1,914,858,130 | 66,616,018 | 16,871,518,252 | 7,311,252 | (20,253,571,528) | 69,982,631 | (1,323,285,245) | (6.1) |
| 日本円 JPY | 853,495 | 16,266,579 | 2,453,027,765 | 1,790,000 | 19,892,041,993 | 601,733,416 | 22,965,713,248 | 106.1 |
| | ¥ 1,915,711,625 | ¥ 82,882,597 | ¥ 19,324,546,017 | ¥ 9,101,252 | (361,529,535) ¥ | ¥ 671,716,047 | ¥ 21,642,428,003 | 100% |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

財務諸表に関する注記(続き)

2016年12月31日に終了する年度

下表は、2015年12月31日現在の本シリーズ・トラストの為替リスクに対するエクスポージャーを要約したものです。

| 2015年 12月31日 現在 | 現金及び 現金同等物 | 仲介業者 未払残高 | 損益を通じて 公正価値で 測定する | | 先渡為替 予約 | その他の 資産 ・負債 (純額) | 純額 | 資産価 格にお ける 割合 |
|-----------------------|----------------------|--------------------|-------------------------|------------------------|---------------------|---------------------------|-------------|------------------------|
| | | | 金融資産* | | | | | (%) |
| オーストラ リアドル | AUD ￥ 749,412 ￥ | 636,340 ￥ | 130,799,523 ￥ | (128,238,681) ￥ | 1,894,290 ￥ | 5,840,884 | 0.1% | |
| カナダドル | CAD 3 | - | 143,153,799 | (141,027,859) | 271,536 | 2,397,479 | 0.0 | |
| ユーロ | EUR 21,453,894 | 2,459,974 | 3,575,538,345 | (3,633,511,959) | 36,195,595 | 2,135,849 | 0.0 | |
| イギリスポ ンド | GBP 2,919,823 | 1,306,278 | 694,463,091 | (689,105,403) | 5,650,021 | 15,233,810 | 0.1 | |
| アメリカド ル | USD 123,346,134 | 4,050,525 | 4,199,280,412 | (4,175,006,529) | (5,542,579) | 146,127,963 | 1.3 | |
| | 148,469,266 | 8,453,117 | 8,743,235,170 | (8,766,890,431) | 38,468,863 | 171,735,985 | 1.5 | |
| 日本円 | JPY 1,960,784 | 701,576 | 1,966,546,920 | 9,034,077,435 | (3,734,056) | 10,999,552,659 | 98.8 | |
| | ¥ 150,430,050 | ¥ 9,154,693 | ¥ 10,709,782,090 | ¥ 267,187,004 | ¥ 34,734,807 | ¥ 11,171,288,644 | 100% | |

* デリバティブ金融商品を除く

*先渡外国為替取引におけるトータルの為替リスクは額面で表示

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

下表は、2016年12月31日及び2015年12月31日現在の、本シリーズ・トラストの資産・負債の為替変動に対する感応度を要約したものです。本分析は、関連為替レートが日本円に対して表に記載の比率で上昇し（下落し）、その他の変数は全て不変であったという前提に基づいています。本表は、運用会社が為替レートの変動の変動を考慮し、合理的に可能性のある変動について最善の見積もりを策定したことを示しています。

| 通貨 | 2016年の合理的に 可能性のある 為替レート変動 | | 本シリーズ・トラスト 純資産への影響 | |
|-----|---------------------------------|--------|-----------------------|------------|
| | + | - | + | - |
| AUD | +/- | 4.27% | +/- | 6,093,740 |
| CAD | +/- | 0.43% | +/- | 587,575 |
| EUR | +/- | 6.08% | +/- | 6,192,494 |
| GBP | +/- | 26.50% | +/- | 801,638 |
| SGD | +/- | 6.50% | +/- | 3,631,038 |
| USD | +/- | 2.78% | +/- | 49,021,922 |

| 通貨 | 2015年の合理的に 可能性のある 為替レート変動 | | 本シリーズ・トラスト 純資産への影響 | |
|-----|---------------------------------|--------|-----------------------|---------|
| | + | - | + | - |
| AUD | +/- | 11.36% | +/- | 663,524 |
| CAD | +/- | 18.94% | +/- | 454,083 |
| EUR | +/- | 10.50% | +/- | 224,264 |
| GBP | +/- | 4.80% | +/- | 731,223 |
| USD | +/- | 0.41% | +/- | 599,125 |

本シリーズ・トラストは、日本円（受益証券の建て通貨）と選択された投資商品の建て通貨である米ドル間の為替変動リスクを軽減する目的で、先物為替予約に投資します。通貨管理者は、日本円と米ドル間の変動に対する受益証券為替エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指しますが、当該投資額の将来価値は変動するため、必ずしも100%ヘッジされるとは限りません。投資家は、かかる為替ヘッジ取引によって、日本円に対する米ドル高が、一口あたり純資産価格を増加させるわけではないことに留意する必要があります。また、日本円金利が米ドル金利より低い場合、当該金利差は受益証券に関する費用となります。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

(B)金利リスク

金利リスクとは、確定利付債券の価格が、一般に金利下落時に上昇し、金利上昇時に下落するリスクです。一般的に、短期証券に比べて長期証券の価格の方が、金利変動に応じた変動が大きくなっています。短期又は長期金利が急激に上昇した場合、又は本シリーズ・トラストの運用会社が予想しなかった形で変動した場合、本シリーズ・トラストは損失を被る可能性があります。金利が変動した場合、債券の平均残存期間（デュレーション）を、債券価格の変動度を示す指標として利用することがあります。有価証券の平均残存期間が長いほど、一定の金利変動に関する債券価格の変動が大きくなる可能性があります。それによって、純資産価格も変動することがあります。

下表は、本シリーズ・トラストの金利リスクに対するエクスポージャーを分析したものです。本エクスポージャーには、本シリーズ・トラストの公正価値で評価する資産・負債が含まれており、契約上の価格改定日又は満期日のいずれか早い日によって分類されています。

2016年12月31日現在

| | 1年以内 | 1～5年 | 5年超 | 無利息 | 合計 |
|-------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 資産 | | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する | ¥ 659,399,006 | ¥ 6,557,803,668 | ¥ 8,164,193,459 | ¥ 4,184,327,178 | ¥ 19,565,723,311 |
| 金融資産 | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 1,915,504,974 | - | - | 206,651 | 1,915,711,625 |
| 未収金： | | | | | |
| 発行受益証券 | - | - | - | 640,000,000 | 640,000,000 |
| 利息 | - | - | - | 126,069,143 | 126,069,143 |
| 配当金 | - | - | - | 742,405 | 742,405 |
| 前払手数料 | - | - | - | 1,313,463 | 1,313,463 |
| 仲介人未払残高 | - | - | - | 82,882,597 | 82,882,597 |
| 資産合計 | ¥ 2,574,903,980 | ¥ 6,557,803,668 | ¥ 8,164,193,459 | ¥ 5,035,541,437 | ¥ 22,332,442,544 |
| 負債 | | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する | ¥ - | ¥ - | ¥ - | ¥ 593,605,577 | ¥ 593,605,577 |
| 金融負債 | | | | | |
| 未払金： | | | | | |
| 報酬代理人報酬 | - | - | - | 34,958,352 | 34,958,352 |
| 買戻受益証券 | - | - | - | 27,586,750 | 27,586,750 |
| 副投資運用者報酬 | - | - | - | 16,823,553 | 16,823,553 |
| 購入有価証券 | - | - | - | 11,823,330 | 11,823,330 |
| 管理者報酬 | - | - | - | 2,024,525 | 2,024,525 |
| 専門家報酬 | - | - | - | 1,962,484 | 1,962,484 |
| 保管報酬 | - | - | - | 1,206,095 | 1,206,095 |
| 名義書換代理人報酬 | - | - | - | 23,875 | 23,875 |
| 負債合計（償還可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く） | - | - | - | 690,014,541 | 690,014,541 |
| 利息及び感応度差合計 | ¥ 2,574,903,980 | ¥ 6,557,803,668 | ¥ 8,164,193,459 | ¥ 4,345,526,896 | ¥ 21,642,428,003 |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

2015年12月31日現在

| | 1年以内 | 1～5年 | 5年超 | 無利息 | 合計 |
|-------------------------------------|----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 資産 | | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する | ¥ 180,088,649 | ¥ 2,415,188,887 | ¥ 6,600,202,417 | ¥ 1,839,733,915 | ¥ 11,035,213,868 |
| 金融資産 | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 150,421,685 | - | - | 8,365 | 150,430,050 |
| 未収金： | | | | | |
| 利息 | - | - | - | 65,211,059 | 65,211,059 |
| 配当金 | - | - | - | 356,342 | 356,342 |
| 前払手数料 | - | - | - | 2,317,928 | 2,317,928 |
| 仲介人未払残高 | - | - | - | 9,154,693 | 9,154,693 |
| 資産合計 | ¥ 330,510,334 | ¥ 2,415,188,887 | ¥ 6,600,202,417 | ¥ 1,916,782,302 | ¥ 11,262,683,940 |
| 負債 | | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する | ¥ - | ¥ - | ¥ - | ¥ 58,244,774 | ¥ 58,244,774 |
| 金融負債 | | | | | |
| 未払金： | | | | | |
| 報酬代理人報酬 | - | - | - | 19,027,777 | 19,027,777 |
| 副投資運用者報酬 | - | - | - | 8,648,986 | 8,648,986 |
| 管理者報酬 | - | - | - | 2,430,584 | 2,430,584 |
| 専門家報酬 | - | - | - | 1,849,200 | 1,849,200 |
| 保管報酬 | - | - | - | 833,069 | 833,069 |
| 名義書換代理人報酬 | - | - | - | 360,906 | 360,906 |
| 負債合計（償還可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く） | - | - | - | 91,395,296 | 91,395,296 |
| 利息及び感応度差合計 | ¥ 330,510,334 | ¥ 2,415,188,887 | ¥ 6,600,202,417 | ¥ 1,825,387,006 | ¥ 11,171,288,644 |

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、金利が0.5%下落又は上昇し、その他の変数が全て不変であると仮定した場合、当該期間における営業活動から生じる償還可能受益証券保有者に帰属する純資産の増減はそれぞれ約67,329,456円と約45,225,291円です。これは、主に債券の市場価値の変動によるものです。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

(C)市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する有価証券の市場価値は、急激又は予想外に上下することがあります。有価証券の価値は、有価証券市場全体又は有価証券市場で取引される特定の産業に影響を与える要因によって下落する可能性があります。また、有価証券の価値は、現実の又はそう認識される困難な経済状況、特定の有価証券又は商品の需給、企業収益の全体見通しの変化、金利又は為替レートの変動、あるいは投資家心理の悪化など、特定の企業に特に関係しない一般市況によって下落することがあります。さらに、その産業界での人手不足、生産コストの増加及び競争状況など、特定の産業に影響を与える要因によっても下落する可能性があります。有価証券市場全体が低迷している場合は、複数の資産クラスの価値が同時に下落することがあります。一般に、株式の価格変動は確定利付証券より高くなっています。

下表は、2016年12月31日現在の市場価格リスクの集中を要約したものです。

純資産における

割合（％）

| 国名 | 公正価値 | 割合（％） |
|---------------------------------|-------------------------|--------------|
| オーストラリア | ¥ 373,839,704 | 1.7% |
| オーストリア | 215,239,646 | 1.0% |
| ベルギー | 254,750,796 | 1.2% |
| イギリス | 1,319,213,660 | 6.1% |
| カナダ | 523,093,326 | 2.4% |
| フランス | 1,778,958,518 | 8.2% |
| ドイツ | 393,592,847 | 1.8% |
| アイルランド | 481,593,017 | 2.2% |
| イタリア | 2,181,478,421 | 10.1% |
| 日本 | 2,453,027,765 | 11.3% |
| オランダ | 272,053,975 | 1.3% |
| シンガポール | 50,699,933 | 0.2% |
| スペイン | 1,328,044,383 | 6.1% |
| アメリカ | 7,698,960,026 | 35.7% |
| 有価証券投資合計 | ¥ 19,324,546,017 | 89.3% |
| 先渡契約投資 | 231,983,236 | 1.1% |
| 先物契約投資 | 9,194,058 | 0.0% |
| 損益を通じて公正価値で評価する 金融資産 | ¥ 19,565,723,311 | 90.4% |
| 先渡契約投資 | (593,512,771) | -2.7% |
| 先物契約投資 | (92,806) | -0.0% |
| 損益を通じて公正価値で評価する 金融負債 | ¥ (593,605,577) | -2.7% |
| | ¥ 18,972,117,734 | 87.7% |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

下表は、2015年12月31日現在の市場価格リスクの集中を要約したものです。

| 国名 | 公正価値 | 純資産における 割合（％） |
|---------------------------------|-------------------------|------------------|
| オーストラリア | ¥ 130,799,523 | 1.2% |
| オーストリア | 132,850,899 | 1.2% |
| ベルギー | 190,994,825 | 1.7% |
| イギリス | 694,463,091 | 6.2% |
| カナダ | 143,153,799 | 1.3% |
| フランス | 700,406,604 | 6.3% |
| ドイツ | 368,794,304 | 3.3% |
| アイルランド | 118,708,678 | 1.1% |
| イタリア | 1,212,126,543 | 10.9% |
| 日本 | 1,966,546,920 | 17.6% |
| オランダ | 110,348,493 | 1.0% |
| スペイン | 741,307,999 | 6.6% |
| アメリカ | 4,199,280,412 | 37.5% |
| 有価証券投資合計 | ¥ 10,709,782,090 | 95.9% |
| 先渡契約投資 | 325,431,778 | 2.9% |
| 損益を通じて公正価値で評価する 金融資産 | ¥ 11,035,213,868 | 98.8% |
| 先渡契約投資 | (58,244,774) | -0.5% |

| | | | |
|-------------------------|---|----------------|-------|
| 損益を通じて公正価値で評価する 金融負債 | ¥ | (58,244,774) | -0.5% |
| | ¥ | 10,976,969,094 | 98.3% |

本シリーズ・トラストの市場価格リスクは、選択された投資商品に投資することによって管理されます。

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、有価証券の市場価格が1%上昇し、その他の変数が不変であった場合、償還可能受益証券保有者に帰属する純資産はそれぞれ193,245,460円と107,097,821円増加します。また、当該市場価格が1%下落し、その他の変数が不変であった場合、純資産は同額減少します。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

(D)信用リスク

発行体の信用格付又は、発行体の信用力に関する市場の認識の変化が、当該発行体への本シリーズ・トラストによる投資の価値に影響を与えることがあります。信用リスクのレベルは、発行体の財務状況及び債務条件によります。

上場有価証券に関する全取引においては、承認された仲介業者を利用して、引渡し時に決済・支払が行われます。仲介業者が支払金を受領した時のみ売却有価証券の引渡しが行われるため、債務不履行リスクは最小限におさえられていると考えられます。また、買入については、仲介業者が有価証券を受領して初めて支払が行われます。一方の当事者が債務を履行しない場合、取引は実行されません。

副投資運用会社は、本シリーズ・トラストの信用力の位置を継続的に監視します。

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、全金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財政状態計算書に明記されている帳簿価額です。本シリーズ・トラストは、いかなる担保その他の信用補完も保有していません。また、減損処理された資産又は期日を過ぎた未減損資産はありません。

本シリーズ・トラストの有価証券取引に関する決済及び保管業務は、主として保管銀行が行います。2016年12月31日及び2015年12月31日現在、実質的に全ての現金及び現金同等物、仲介業者未払残高及び投資は、保管銀行である、ゴールドマン・サックス及びクレディ・スイス・インターナショナルに保管されています。本シリーズ・トラストの信用リスクになりうるデリバティブ及びその取引相手の一覧については、注6をご参照ください。

本シリーズ・トラストの信用リスク管理方針として、著名な格付機関であるムーディーズが投資適格と判定した債券に投資します。また、本シリーズ・トラストは、副投資運用会社が上記格付機関が使用する方法と同様の方法を使用して格付を付けた無格付資産にも投資することがあります。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

下表は、2016年12月31日現在の本シリーズ・トラストの債券ポートフォリオ（債務証券と短期国債で構成される）の信用度を、純資産における割合（％）としてまとめたものです。

| ムーディーズ格付 | 純資産における 割合（％） |
|----------|------------------|
| Aaa | 27.2% |
| Aa1 | 7.1% |
| Aa2 | 5.3% |
| Aa3 | 0.2% |
| A1 | 11.3% |

| | |
|------|--------------|
| A3 | 0.4% |
| Baa2 | 16.3% |
| 格付なし | 2.2% |
| | 70.0% |

下表は、2015年12月31日現在の本シリーズ・トラストの債券ポートフォリオ（債務証券と短期国債で構成される）の信用度を、純資産における割合（％）としてまとめたものです。

| ムーディーズ格付 | 純資産における 割合（％） |
|----------|------------------|
| Aaa | 32.7% |
| Aa1 | 6.2% |
| Aa2 | 6.3% |
| A1 | 17.6% |
| Baa1 | 0.8% |
| Baa2 | 17.4% |
| 格付なし | 1.3% |
| | 82.3% |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

(E)流動性リスク

特定の投資の買取り又は売却が困難な場合、流動性リスクが存在します。本シリーズ・トラストが非流動性有価証券に投資する場合は、当該有価証券を有利な時期又は価格で売却できない可能性があるため、本シリーズ・トラストの収益が減少することがあります。本シリーズ・トラストの主な投資戦略が、相当な市場及び（又は）信用リスクを抱えるデリバティブ又は有価証券を含んでいるという点において、本シリーズ・トラストは流動性リスクに対して最大のエクスポージャーを持つ傾向があります。

下表は、本シリーズ・トラストの金融負債を、財政状態計算書作成日における契約満期日までの残存期間に基づくグループに分けて分析したものです。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュフローです。

| 2016年12月31日現在 | 1カ月未満 | | 1～3カ月 | | 合計 |
|-------------------------|----------|-----------------------|----------|----------|-------------------------|
| 未払金： | | | | | |
| 報酬代理人報酬 | ¥ | 34,958,352 | ¥ | - | ¥ 34,958,352 |
| 買戻受益証券 | | 27,586,750 | | - | 27,586,750 |
| 副投資運用報酬 | | 16,823,553 | | - | 16,823,553 |
| 事務管理代行報酬 | | 11,823,330 | | - | 11,823,330 |
| 購入有価証券 | | 2,024,525 | | - | 2,024,525 |
| 保管報酬 | | 1,962,484 | | - | 1,962,484 |
| 専門家報酬 | | 1,206,095 | | - | 1,206,095 |
| 名義書換代理人報酬 | | 23,875 | | - | 23,875 |
| 償還可能受益証券保有者に 帰属する純資産 | | 21,642,428,003 | | - | 21,642,428,003 |
| 契約上のキャッシュアウトフロー | ¥ | 21,738,836,967 | ¥ | - | ¥ 21,738,836,967 |

| 2015年12月31日現在 | 1カ月未満 | | 1～3カ月 | | 合計 |
|---------------|-------|------------|-------|---|--------------|
| 未払金： | | | | | |
| 報酬代理人報酬 | ¥ | 19,027,777 | ¥ | - | ¥ 19,027,777 |
| 副投資運用報酬 | | 8,648,986 | | - | 8,648,986 |
| 事務管理代行報酬 | | 2,430,584 | | - | 2,430,584 |
| 専門家報酬 | | 1,849,200 | | - | 1,849,200 |

| | | | |
|-------------------------|-------------------------|----------|-------------------------|
| 保管報酬 | 833,069 | - | 833,069 |
| 名義書換代理人報酬 | 360,906 | - | 360,906 |
| 償還可能受益証券保有者に 帰属する純資産 | 11,171,288,644 | - | 11,171,288,644 |
| 契約上のキャッシュアウトフロー | ¥ 11,204,439,166 | ¥ | ¥ 11,204,439,166 |

償還可能受益証券は、保有者が持つ権利において要求に応じて買戻されます。ただし、これらの商品の保有者は、一般に中長期にわたって保有するため、受託会社は表示された契約上の満期が実際のキャッシュアウトフローを表すとは想定していません。

運用会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視します。

流動性リスクは、純資産価格の15%以下を非流動性資産に投資することによって管理されます。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

財務諸表に関する注記(続き)

2016年12月31日に終了する年度

下表は、本シリーズ・トラストの投資戦略に基づくキャッシュフローのタイミングを理解するにあたって、契約満期が必要不可欠と考えられる、2016年12月31日現在(2015年はゼロ)の本シリーズ・トラストの損益ポジションにおけるネット決済デリバティブ金融商品を要約したものです。

| 2016年12月31日現在 | 1カ月未満 | 1~3カ月 | 3カ月以上 | 合計 |
|--------------------|-------|-------------|-------|-----------|
| ネット決済デリバティブ | | | | |
| 先物取引契約 | ¥ - | 9,101,252 ¥ | - ¥ | 9,101,252 |

下表は、本シリーズ・トラストの投資戦略に基づくキャッシュフローのタイミングを理解するにあたって、契約満期が必要不可欠と考えられる、2016年12月31日及び2015年12月31日現在の本シリーズ・トラストのグロス決済デリバティブ金融商品を要約したものです。表中に表示された金額は、割引前キャッシュフローです。

| 2016年12月31日現在 | 1カ月未満 | 1~3カ月 | 3カ月以上 | 合計 |
|--------------------|------------------|------------------|-------|----------------|
| グロス決済デリバティブ | | | | |
| 先物為替予約 | | | | |
| -アウトフロー | ¥ 47,049,521,112 | ¥ 33,610,386,873 | - ¥ | 80,659,907,985 |
| -インフロー | 46,584,181,489 | 33,714,196,961 | - | 80,298,378,450 |

| 2015年12月31日現在 | 1カ月未満 | 1~3カ月 | 3カ月以上 | 合計 |
|--------------------|------------------|------------------|-------|----------------|
| グロス決済デリバティブ | | | | |
| 先物為替予約 | | | | |
| -アウトフロー | ¥ 22,778,093,498 | ¥ 17,439,582,865 | - ¥ | 40,217,676,363 |
| -インフロー | 22,999,527,198 | 17,485,336,169 | - | 40,484,863,367 |

(F) リスク管理

本シリーズ・トラストの投資チームは、一定のリスク管理システム及び専門家からの支援を受けており、全てのポートフォリオのポジション及び定量リスク測定に関する報告を定期的に受領しています。投資家となられる方には、いかなるリスク管理システムも絶対安全ではないこと及び、運用会社が採用するリスク体制(ストップ・ウィン、ストップ・ロス、シャープ・レシオ、損失限度額、パリュール・アット・リスクその他現在知られている又は将来開発される技法など)がその目的を達成し、相当額の損失の発生を回避又は制限する保証のないことを認識していただく必要があります。また、当該リスク管理システム及び技術又は価格決定モデルが、将来の取引パターン又は将来の金融市場における投資の価格決定方法を正確に予測できるという保証はありません。

(G) 資本リスク管理

本シリーズ・トラストの資本は、償還可能受益証券保有者に帰属する純資産で表示されます。本シリーズ・トラストでは、受益証券保有者の裁量によって、払込及び償還が日次で行われるため、償還可能受益証券保有者に帰属する純資産額が日次で大きく変動することがあります。本シリーズ・トラストの資本管理における目的は、受益証券保有者に収益を提供し、その他のステークホルダーに利益を提供し、本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支える強い資本基盤を維持するため、本シリーズ・トラストが継続企業として継続する能力を保護することです。資本構造を維持又は調整するため、本シリーズ・トラストの方針は以下のことを実行します。

- ・流動資産に関する日次の払込及び償還の割合を監視し、本シリーズ・トラストが償還可能受益証券保有者に支払う分配金額を調整する。
- ・本シリーズ・トラストの定款に従って、受益証券を償還及び発行する。

運用会社は、償還可能受益証券保有者に帰属する純資産価格に基づき資本を管理します。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

5.2 シリーズ・トラストのその他リスク

(A)保管（カストディ）リスク

受託会社及び運用会社は、本シリーズ・トラストが保有する有価証券全体の保管を管理しません。保管者又は保管者として選ばれたその他の銀行又は仲介業者が支払不能になった場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管者が保有するファンド又は有価証券の全て又は一部を失う可能性があります。

(B)免責リスク

受託会社、運用会社、事務管理代行会社、保管者その他の当事者及び、それらの各代理人、社長、役職員及び関連会社には、一口あたり純資産価格の下落を引き起こす可能性のある一定の状況において、本シリーズ・トラストの資産から免責される権利があります。

(C)決済リスク

いくつかの海外市場における決済・清算手続きは、米国、欧州連合及び日本における手続きと大きく異なります。また、海外の決済・清算手続き及び取引規制は、米国での投資の決済に伴う一般的なものとは違う一定のリスク（支払又は有価証券の引渡の遅延など）を含む可能性もあります。時には、ある外国における決済が、有価証券取引数に対応できないことがあります。このような問題によって、運用会社が本シリーズ・トラストの勘定での取引を実行するのが困難になる可能性があります。運用会社が購入有価証券の決済ができない場合又は、当該決済が遅延した場合には、投資の好機を失ったり、本シリーズ・トラストの資産の一部がある期間投資されず、収益を生まないことがあります。

運用会社が売却有価証券の決済ができない場合又は、当該決済が遅延した場合、当該有価証券の価値が下落すると、本シリーズ・トラストは損失を被る可能性があります。また、当該有価証券を別の相手に売却する契約を締結すると、本シリーズ・トラストはいかなる損失についても法的責任を負う可能性があります。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

(D)デリバティブ

運用会社は、本シリーズ・トラストの投資をヘッジするため又は、本シリーズ・トラストの収益を増強するために、デリバティブ商品を利用することがあります。デリバティブによって、本シリーズ・トラストのリスク・エクスポージャーは他の投資商品に比べ迅速に効率よく増減します。デリバティブは変動が激しく、以下を含む大きなリスクを抱えています。

- ・信用リスク - デリバティブ取引の相手（カウンターパーティー）（取引のもう一方の当事者）が、本シリーズ・トラストに対する金融債務を履行できなくなるリスク。

- ・レバレッジリスク - 一定の種類 of 投資又は取引戦略に関連して、相対的に小さな市場変動が投資価値の大きな変動をもたらすリスク。レバレッジを含む一定の投資又は取引戦略は、元の投資額を大きく上回る損失につながる可能性があります。
- ・流動性リスク - 一定の有価証券を、売り手の希望する時期又は売り手が現在価値と考える価格で売却するのが困難又は不可能になるリスク。

先物ポジションは、「値幅制限」と呼ばれる規制によって、一定の取引が一日における一定の先物取引の価格変動を制限するため、非流動的になる可能性があります。こうした値幅制限によって、一取引日において値幅制限を超える価格での取引が一件も実行されないことがあります。ある特定の先物取引の契約上の価格が制限値幅以上に増減した場合、取引者が当該限度以内での取引実行に同意しない限り、当該先物ポジションは取得も現金化もできません。これによって、副投資運用会社は不利なポジションの現金化を回避することができません。

運用会社は、見積もりヘッジを含め、本シリーズ・トラストに関するヘッジ目的でデリバティブを利用することがあります。ヘッジはひとつの戦略であり、その中で運用会社は、シリーズ・トラストの保有資産に関するリスクを相殺するためデリバティブを利用します。

ヘッジは損失を軽減することができますが、市場が運用会社の予想に反した動きをした場合、又はデリバティブ費用がヘッジ利益を上回った場合には、利益が減少又は消去され、又は損失を発生させることがあります。ヘッジには、デリバティブの価格変動が、運用会社が予測する保有ヘッジ資産の価格変動に見合わなくなるリスクを含みます。この場合、保有ヘッジ資産の損失は減少せず増加する可能性があります。本シリーズ・トラストのヘッジ戦略がリスクを軽減する、又はヘッジ取引が可能又は高い費用効率である保証はありません。運用会社は、本シリーズ・トラストに関してヘッジの利用を求められるものではなく、利用しない選択をすることもできます。運用会社は、本シリーズ・トラストの収益を増強するためにデリバティブを利用することがあるため、その投資によって本シリーズ・トラストは、運用会社がヘッジ目的のみでデリバティブを利用する場合よりも大きな上記のようなリスクにさらされます。収益増強のためのデリバティブ利用は、投機的とみなされます。

(E)取引相手及び仲介業者のリスク

運用会社又はその代理人が本シリーズ・トラストの勘定において取引又は投資する金融機関及び取引相手が、資金難に直面し本シリーズ・トラストに関する個別債務が不履行になる可能性があります。このような不履行によって、本シリーズ・トラストが重大な損失を被ることがあります。さらに、一定の取引を保全するため、運用会社は取引相手に対して、本シリーズ・トラストの勘定に関する担保を差し入れることがあります。2016年12月31日に終了する年度及び2015年12月31日に終了する期間において、運用会社が差し入れた担保はありません。

本シリーズ・トラストでは、各取引相手と基本相殺契約を締結することで、取引相手の信用リスクに対するエクスポージャーの軽減を試みています。基本相殺契約により、取引相手の信用度が特定のレベルを超えて悪化した場合に当該契約下で取引されている取引を全て終了する権利が本シリーズ・トラストに与えられます。また、基本相殺契約によって、相手当事者の債務不履行又は当該契約の終了時に、当該契約に基づいて取引される全ての取引を清算し、各取引における一方の当事者から他方の当事者へ支払われるべき金額を相殺する権利が各当事者に与えられます。店頭デリバティブに関する取引相手の信用リスクから発生する本シリーズ・トラストの最大損失リスクは、一般的に合計未実現評価益です。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

2016年12月31日現在、実行可能な基本相殺契約及び類似の契約が締結された、本シリーズ・トラストのデリバティブ資産と負債は以下の通りです。

| デリバティブ 資産 | 取引 相手 | 財政状態 計算書におけ る | | | 財政状態計算書 における | | |
|--------------|----------|---------------------|-------------|------|-----------------|---|-------------|
| | | 認識された 金融資産総額 | | 相殺総額 | 純金融資産額 | | |
| 先渡為替予約 | BBH | ¥ | 144,811,794 | ¥ | - | ¥ | 144,811,794 |
| | CS | | 87,171,442 | | - | | 87,171,442 |
| 先物取引契約 | GS | | 9,194,058 | | - | | 9,194,058 |
| | | ¥ | 241,177,294 | ¥ | - | ¥ | 241,177,294 |

財政状態計算書において相殺されない関連金額

| デリバティブ 資産 | 取引 相手 | 財政状態計算書 における | | | 受取現金 担保 | | | 純額 | |
|--------------|----------|-----------------|-------------|------|--------------|---|---|----|-------------|
| | | 純金融資産額 | | 金融商品 | | | | | |
| 先渡為替予約 | BBH | ¥ | 144,811,794 | ¥ | (6,171,755) | ¥ | - | ¥ | 138,640,039 |
| | CS | | 87,171,442 | | (87,171,442) | | - | | - |
| 先物取引契約 | GS | | 9,194,058 | | (92,806) | | - | | 9,101,252 |
| | | ¥ | 241,177,294 | ¥ | (93,436,003) | ¥ | - | ¥ | 147,741,291 |

財政状態計
算書におけ
る財政状態計算書
における
純金融負債額

| デリバティブ 負債 | 取引 相手 | 財政状態計 算書におけ る | | | 財政状態計算書 における | | |
|--------------|----------|---------------------|---------------|------|-----------------|---|---------------|
| | | 認識された 金融負債総額 | | 相殺総額 | 純金融負債額 | | |
| 先渡為替予約 | BBH | ¥ | (6,171,755) | ¥ | - | ¥ | (6,171,755) |
| | CS | | (587,341,016) | | - | | (587,341,016) |
| 先物取引契約 | GS | | (92,806) | | - | | (92,806) |
| | | ¥ | (593,605,577) | ¥ | - | ¥ | (593,605,577) |

財政状態計算書において相殺されない関連金額

| デリバティブ 負債 | 取引 相手 | 財政状態計算書 における | | | 差入現金 担保 | | | 純額 | |
|--------------|----------|-----------------|---------------|------|------------|---|---|----|---------------|
| | | 純金融負債額 | | 金融商品 | | | | | |
| 先渡為替予約 | BBH | ¥ | (6,171,755) | ¥ | 6,171,755 | ¥ | - | ¥ | - |
| | CS | | (587,341,016) | | 87,171,442 | | - | | (500,169,574) |
| 先物取引契約 | GS | | (92,806) | | 92,806 | | - | | - |
| | | ¥ | (593,605,577) | ¥ | 93,436,003 | ¥ | - | ¥ | (500,169,574) |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

2015年12月31日現在、実行可能な基本相殺契約及び類似の契約が締結された、本シリーズ・トラストのデリバティブ資産と負債は以下の通りです。

| デリバティブ 資産 | 取引 相手 | 財政状態計算 書における | | | 財政状態計算書 における | | |
|--------------|----------|-----------------|-------------|------|-----------------|---|-------------|
| | | 認識された 金融資産総額 | | 相殺総額 | 純金融資産額 | | |
| 先渡為替予約 | BBH | ¥ | 44,654,456 | ¥ | - | ¥ | 44,654,456 |
| | CS | | 280,777,322 | | - | | 280,777,322 |
| | | ¥ | 325,431,778 | ¥ | - | ¥ | 325,431,778 |

財政状態計算書において相殺されない関連金額

| デリバティブ 資産 | 取引 相手 | 財政状態計算書 における | | | | 受取現金 | | 純額 | |
|--------------|----------|-----------------|-------------|------|--------------|------|---|----|-------------|
| | | 純金融資産額 | | 金融商品 | | 担保 | | | |
| 先渡為替予約 | BBH | ¥ | 44,654,456 | ¥ | (25,279,624) | ¥ | - | ¥ | 19,374,832 |
| | CS | | 280,777,322 | | (32,965,150) | | - | | 247,812,172 |
| | | ¥ | 325,431,778 | ¥ | (58,224,774) | ¥ | - | ¥ | 267,187,004 |

| デリバティブ 負債 | 取引 相手 | 認識された 金融負債総額 | | 財政状態計 算書におけ る 相殺総額 | | 財政状態計算書 における 純金融負債額 | |
|--------------|----------|-----------------|--------------|-----------------------------|---|---------------------------|--------------|
| | | | | | | | |
| 先渡為替予約 | BBH | ¥ | (25,279,624) | ¥ | - | ¥ | (25,279,624) |
| | CS | | (32,965,150) | | - | | (32,965,150) |
| | | ¥ | (58,244,774) | ¥ | - | ¥ | (58,244,774) |

財政状態計算書において相殺されない関連金額

| デリバティブ 負債 | 取引 相手 | 財政状態計算書 における | | | | 差入現金 | | 純額 | |
|--------------|----------|-----------------|--------------|------|------------|------|---|----|---|
| | | 純金融負債額 | | 金融商品 | | 担保 | | | |
| 先渡為替予約 | BBH | ¥ | (25,279,624) | ¥ | 25,279,624 | ¥ | - | ¥ | - |
| | CS | | (32,965,150) | | 32,965,150 | | - | | - |
| | | ¥ | (58,244,774) | ¥ | 58,244,774 | ¥ | - | ¥ | - |

取引相手：

| | |
|-----|-----------------------|
| BBH | ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社 |
| CS | クレディ・スイス・インターナショナル |
| GS | ゴールドマン・サックス・インターナショナル |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

5.3 公正価値見積もり及びヒエラルキー指定

本シリーズ・トラストは、2015年8月3日（運用開始日）よりIFRS第13号「公正価値評価」を適用し、金融資産・負債に関する公正価値評価用のデータに最終取引市場価格を利用しています。

活発な市場とは、資産又は負債に関する取引が、価格決定情報を継続的に提供するのに十分な頻度及び量で実行される市場のことです。

活発な市場で取引されない金融資産・負債の公正価値は、評価技法を用いて決定されます。本シリーズ・トラストでは、様々な方法を用いて各期間末日における市況に基づいて前提を策定します。スワップその他の店頭デリバティブなどの非標準金融商品に用いられる評価技法には、最近実行された同種のアームスレングス取引の利用、実質的に同様の他商品の参照、割引キャッシュフロー分析、オプション価格決定モデル及び、市場参加者が一般に利用でき、市場のデータを最大限活用し事業体ごとのデータにできる限り頼らない、その他の評価技法が含まれます。

活発な市場を持たない商品に関して、本シリーズ・トラストでは内部開発モデルを利用することがあります。通常これらのモデルは、業界内で標準的と一般に認められている評価方法及び技法に基づいています。これらのモデルに対する一部のデータは、市場において観察可能でないことがあり、従って前提に基づいて見積もられることがあります。

モデルの出力数値は常に、確定できない価値の見積もり又は近似値であり、採用される評価技法は本シリーズ・トラストの保有ポジションに関する全ての要因を十分に反映していない可能性があります。従って、必要

に応じて、モデル・リスク、流動性リスク及びカウンターパーティーリスクなどの追加要因を反映するため評価を調整します。

本シリーズ・トラストでは、測定に利用するデータの有意性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類します。

公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがあります。

- ・レベル1は、活発な市場における同一の資産又は負債の気配値（未調整）で、評価日に当該事業体が入手可能であるもの。
- ・レベル2は、レベル1に含まれる気配値以外のデータで、当該資産又は負債に関して直接的又は間接的に観察可能なもの。
- ・レベル3は、当該資産又は負債に関して観察不能なデータ。

公正価値評価全体を分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、評価全体に対して有意な一番低いデータに基づいて決定されます。このため、各データの有意性が公正価値評価全体に対して査定されます。ある公正価値評価が、観察不能なデータに基づいて大きな調整を必要とする観察可能なデータを利用する場合、当該評価はレベル3の評価になります。ある特定のデータの公正価値評価全体に対する有意性を査定する際は、当該資産又は負債に特有の要因を考慮した判断が必要となります。

何をもってして「観察可能」とするかを決定するには、運用会社の助言に基づく事務管理代行会社の重要な判断が必要となります。運用会社の助言に基づき、事務管理代行会社は、容易に入手でき、定期的に配布又は更新され、確実かつ検証可能で、所有されておらず、関連市場に積極的に関与している独立した情報源から提供された市場データを、観察可能なデータとみなします。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

下表は、売買目的で保有する本シリーズ・トラストの金融資産の評価において、2016年12月31日現在利用されているデータに応じた公正価値評価を要約したものです。

| | 活発な市場における 同一の投資の気配値 (未調整) (レベル1) | | 重要なその他の観察 可能な インプット (レベル2) | | 重要な観察不能な インプット (レベル3) | | 2016年12月31日 現在の公正価値 |
|--------------------------------------|---|----------------------|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------------|----------|-------------------------|
| 金融資産 | | | | | | | |
| 投資有価証券 | ¥ | 8,729,868,054 | ¥ | 10,594,677,963 | ¥ | - | ¥ 19,324,546,017 |
| 先渡為替予約 | | - | | 231,983,236 | | - | 231,983,236 |
| 先物取引契約 | | 9,194,058 | | - | | - | 9,194,058 |
| 損益を通じて 公正価値で評価する 金融資産 | ¥ | 8,739,062,112 | ¥ | 10,826,661,199 | ¥ | - | ¥ 19,565,723,311 |
| 金融負債 | | | | | | | |
| 先渡為替予約 | | - | | (593,512,771) | | - | (593,512,771) |
| 先物取引契約 | | - | | (92,806) | | - | (92,806) |
| 損益を通じて 公正価値で評価する 金融負債 | ¥ | - | ¥ | (593,605,577) | ¥ | - | ¥ (593,605,577) |

下表は、売買目的で保有する本シリーズ・トラストの金融資産の評価において、2015年12月31日現在利用されているデータに応じた公正価値評価を要約したものです。

| | 活発な市場における 同一の投資の気配値 | | 重要なその他の観察 | | 2015年12月31日 現在の公正価値 | |
|-----------------------------|------------------------|---------------|------------------------|-----------------------------|------------------------|----------------|
| | (未調整) (レベル1) | | 可能な インプット (レベル2) | 重要な観察不能な インプット (レベル3) | | |
| 金融資産 | | | | | | |
| 投資有価証券 | ¥ | 4,231,947,431 | ¥ | 6,477,834,659 | ¥ | 10,709,782,090 |
| 先渡為替予約 | | - | | 325,431,778 | | 325,431,778 |
| 損益を通じて 公正価値で評価する | | | | | | |
| 金融資産 | ¥ | 4,231,947,431 | ¥ | 6,803,266,437 | ¥ | 11,035,213,868 |
| 金融負債 | | | | | | |
| 先渡為替予約 | | - | | (58,244,774) | | (58,244,774) |
| 損益を通じて 公正価値で評価する | | | | | | |
| 金融負債 | ¥ | - | ¥ | (58,244,774) | ¥ | (58,244,774) |

2016年12月31日に終了する年度及び2015年8月3日（運用開始日）～2015年12月31日において、レベル1、2及び3の間での移転はありませんでした。

投資価値が活発な市場における気配値に基づいており、従ってレベル1に分類される投資には、上場株式が含まれます。本シリーズ・トラストでは、これらの商品の気配値に関する調整は行いません。

活発とみなされない市場において取引されるものの、気配値、ディーラーによる呼び値又は、観察可能なデータに裏付けられた代替価格決定情報源に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類されます。これらの商品には、店頭デリバティブ及び債券が含まれます。レベル2の投資には、活発な市場において取引されない及び（又は）譲渡制限のあるポジションが含まれるため、流動性及び（又は）非譲渡性を反映させるため、一般に入手可能な市場情報に基づいて評価が調整されます。

レベル3に分類される投資は、頻繁に取引されないため、重要な観察不能なデータによるものです。2016年12月31日及び2015年12月31日現在、本シリーズ・トラストは、レベル3に分類される投資を保有していません。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

公正価値で計上しない資産・負債

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、現金及び現金同等物はレベル1に分類されています。公正価値で評価しないものの、帳簿価額が公正価値に近似しているその他全ての資産・負債は、レベル2に分類されます。資産・負債の内訳については財政状態計算書、評価技法の説明については注2を参照してください。

6. デリバティブ金融商品

先物取引

本シリーズ・トラストに関する保有有価証券の価値、又は、本シリーズ・トラストに関して後日購入する予定の有価証券の価格に悪影響を与える、将来の予想外の市況変動をヘッジするため、本シリーズ・トラストは先物取引を締結します。先物取引の契約金額は、ある特定の取引において本シリーズ・トラストが保有する投資を表し、必ずしも潜在的にリスクにさらされている金額を表しているわけではありません。先物契約の取引は、財政状態計算書に反映される金額を超える損失リスクを多かれ少なかれ抱えています。先物契約に関連するリスクの評価は、関連取引及び相殺取引を全て考慮した場合にのみ有意となります。損益は、先物契約の消滅又は手仕舞いする時点で認識されます。本シリーズ・トラストが保有する先物契約は、取引される取引所の公式決済価格で日次評価されます。2015年12月31日現在、本シリーズ・トラストは未決済先物取引を保有していません。

先物契約の締結にあたって、本シリーズ・トラストは、先物仲介業者又は取引所の当初証拠金要件に従い、現金又は米国公債もしくは米国政府機関債券を当該仲介人に預け入れる必要があります。先物契約は日次で時価評価され、価値増減(変動証拠金)について適切な未払金又は未収金の本シリーズ・トラストによって計上されます。

2016年12月31日現在の先物取引契約(純資産の0.04%)

| ポジション | 銘柄名 | 行使期間満了日 | 契約数 | 未実現評価益/(評価損) |
|-------|---------------------------------|------------|-----|--------------|
| 買建 | EURO-BTP March Futures | 2017年3月8日 | 17 | ¥ 4,287,323 |
| 買建 | TOPIX INDX March Futures | 2017年3月9日 | 7 | 1,610,000 |
| 買建 | EURO STOXX 50 March Futures | 2017年3月17日 | 21 | 1,479,940 |
| 買建 | EURO-BUND March Futures | 2017年3月8日 | 2 | 755,347 |
| 買建 | SPI 200 March Futures | 2017年3月16日 | 3 | 532,069 |
| 買建 | EURO-BOBL March Futures | 2017年3月8日 | 2 | 349,379 |
| 買建 | JPN 10Y BOND(OSE) March Futures | 2017年3月13日 | 2 | 180,000 |
| 買建 | US 2YR NOTE(CBT) March Futures | 2017年3月31日 | 17 | (92,806) |
| | | | | ¥ 9,101,252 |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

財務諸表に関する注記(続き)

2016年12月31日に終了する年度

先渡外国為替予約

通貨業務会社は、(本シリーズ・トラスト及びその受益証券を表示する)日本円と(選択された投資商品を表示する)米ドルとの間の為替レート変動に対する、本シリーズ・トラストのエクスポージャーをヘッジするため、外国為替取引を締結します。先渡外国為替予約は、通貨業務会社が先渡外国為替予約を買うことで締結されます。通常の場合、可能な範囲で純資産価格(未実現為替差損益を除く)の米ドル建てエクスポージャーの約100%に相当する額になります。先渡外国為替予約は、通貨業務会社によって管理されます。

本シリーズ・トラストの2016年12月31日現在の先渡外国為替予約(純資産の0.6%)

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価(損)益 |
|------------|------|-----|------------|-----|---------------|---------------|
| 2017年3月15日 | BBH | USD | 2,133,140 | AUD | 2,850,000 | ¥ 8,488,727 |
| 2017年3月15日 | BBH | USD | 51,298,560 | EUR | 48,000,000 | 57,390,395 |
| 2017年3月15日 | BBH | USD | 10,801,052 | GBP | 8,500,000 | 32,506,761 |
| 2017年3月15日 | BBH | USD | 3,433,728 | CAD | 4,500,000 | 8,718,626 |
| 2017年3月15日 | BBH | USD | 1,000,480 | GBP | 800,000 | 1,189,446 |
| 2017年3月15日 | BBH | USD | 2,990,120 | EUR | 2,800,000 | 3,080,921 |
| 2017年3月16日 | BBH | USD | 19,216,491 | JPY | 2,200,000,000 | 33,436,918 |
| 2017年3月16日 | BBH | USD | 1,800,000 | JPY | 210,377,700 | (1,172,679) |
| 2017年3月15日 | BBH | USD | 5,513,760 | EUR | 5,250,000 | (4,999,076) |
| | | | | | | ¥ 138,640,039 |

日本円ヘッジ1508クラス受益証券の2016年12月31日現在の先渡外国為替予約(純資産の-0.3%)

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価(損)益 |
|------------|------|-----|---------------|-----|---------------|----------------|
| 2017年2月10日 | CS | JPY | 2,562,083,528 | USD | 22,047,800 | ¥ (4,001,236) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 21,533,538 | JPY | 2,506,288,540 | 4,033,033 |
| 2017年1月10日 | CS | JPY | 2,742,605,059 | USD | 24,157,478 | (73,608,314) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 2,033,669 | JPY | 234,378,419 | 2,701,181 |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 4,118 | JPY | 484,000 | (3,901) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 12,292 | JPY | 1,454,100 | (21,098) |
| | | | | | | ¥ (70,900,335) |

日本円ヘッジ1510クラス受益証券の2016年12月31日現在の先渡外国為替予約(純資産の-0.8%)

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価 (損)益 | |
|------------|------|-----|---------------|-----|---------------|----------------|---------------|
| 2017年1月10日 | CS | USD | 16,769 | JPY | 1,970,800 | ¥ | (15,885) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 5,151,289 | JPY | 593,681,185 | | 6,842,100 |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 53,247,015 | JPY | 6,197,420,037 | | 9,972,673 |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 167,897 | JPY | 19,714,000 | | (141,068) |
| 2017年2月10日 | CS | JPY | 6,337,202,862 | USD | 54,534,281 | | (9,896,884) |
| 2017年1月10日 | CS | JPY | 6,822,664,022 | USD | 60,095,550 | | (183,112,326) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 83,406 | JPY | 9,878,000 | | (154,744) |
| | | | | | | ¥ | (176,506,134) |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型(適格機関投資家限定)

財務諸表に関する注記(続き)

2016年12月31日に終了する年度

日本円ヘッジ1511クラス受益証券の2016年12月31日現在の先渡外国為替予約(純資産の-0.3%)

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価 (損)益 | |
|------------|------|-----|---------------|-----|---------------|----------------|--------------|
| 2017年1月10日 | CS | JPY | 2,415,228,152 | USD | 21,273,869 | ¥ | (64,821,900) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 18,946,080 | JPY | 2,205,134,207 | | 3,548,425 |
| 2017年2月10日 | CS | JPY | 2,254,606,794 | USD | 19,401,834 | | (3,521,046) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 1,822,956 | JPY | 210,093,945 | | 2,421,306 |
| | | | | | | ¥ | (62,373,215) |

日本円ヘッジ1602クラス受益証券の2016年12月31日現在の先渡外国為替予約(純資産の-0.6%)

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価 (損)益 | |
|------------|------|-----|---------------|-----|---------------|----------------|---------------|
| 2017年1月10日 | CS | USD | 4,133,726 | JPY | 476,408,016 | ¥ | 5,490,543 |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 43,563,514 | JPY | 5,070,357,395 | | 8,159,042 |
| 2017年1月10日 | CS | JPY | 5,551,699,411 | USD | 48,900,609 | | (149,001,122) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 42,021 | JPY | 4,934,000 | | (35,307) |
| 2017年2月10日 | CS | JPY | 5,184,214,925 | USD | 44,612,338 | | (8,096,249) |
| | | | | | | ¥ | (143,483,093) |

日本円ヘッジ1603クラス受益証券の2016年12月31日現在の先渡外国為替予約(純資産の-0.3%)

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価 (損)益 | |
|------------|------|-----|---------------|-----|---------------|----------------|--------------|
| 2017年1月10日 | CS | JPY | 3,038,613,787 | USD | 26,764,789 | ¥ | (81,552,842) |
| 2017年2月10日 | CS | JPY | 2,837,123,223 | USD | 24,414,632 | | (4,430,769) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 24,795 | JPY | 2,933,100 | | (42,558) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 2,263,684 | JPY | 260,887,400 | | 3,006,394 |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 23,840,478 | JPY | 2,774,793,287 | | 4,465,101 |
| | | | | | | ¥ | (78,554,374) |

日本円ヘッジクラス受益証券の2016年12月31日現在の先渡外国為替予約(純資産の0.1%)

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価 (損)益 | |
|------------|------|-----|---------------|-----|---------------|----------------|-------------|
| 2017年1月10日 | CS | JPY | 200,000,000 | USD | 1,702,875 | ¥ | 1,483,390 |
| 2017年1月10日 | CS | JPY | 90,000,000 | USD | 766,752 | | 614,175 |
| 2017年2月10日 | CS | JPY | 3,127,188,361 | USD | 26,910,764 | | (4,883,767) |
| 2017年1月10日 | CS | USD | 23,146,318 | JPY | 2,694,000,000 | | 4,335,091 |
| 2017年1月10日 | CS | JPY | 240,000,000 | USD | 2,041,557 | | 2,000,786 |
| 2017年1月10日 | CS | JPY | 80,000,000 | USD | 678,529 | | 898,922 |
| 2017年1月10日 | CS | JPY | 2,084,000,000 | USD | 17,643,239 | | 27,198,980 |
| | | | | | | ¥ | 31,647,577 |

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

本シリーズ・トラストの2015年12月31日現在の先渡外国為替予約（純資産の0.2%）

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価 (損)益 |
|------------|------|-----|------------|-----|---------------|----------------|
| 2016年2月19日 | BBH | USD | 1,054,857 | AUD | 1,470,000 | (1,468,185) |
| 2016年2月19日 | BBH | USD | 1,185,142 | CAD | 1,630,000 | 1,520,162 |
| 2016年2月19日 | BBH | USD | 30,473,137 | EUR | 27,800,000 | 28,684,508 |
| 2016年2月19日 | BBH | USD | 5,854,283 | GBP | 3,890,000 | 14,449,786 |
| 2016年2月19日 | BBH | USD | 15,778,185 | JPY | 1,920,000,000 | ¥ (23,811,439) |
| | | | | | | ¥ 19,374,832 |

日本円ヘッジ1508クラス受益証券の2015年12月31日現在の先渡外国為替予約（純資産の0.5%）

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価 (損)益 |
|------------|------|-----|---------------|-----|-------------|----------------|
| 2016年1月8日 | CS | JPY | 2,680,037,078 | USD | 21,789,613 | 59,203,176 |
| 2016年1月8日 | CS | USD | 21,017,183 | JPY | 534,283,419 | (6,356,701) |
| 2016年1月8日 | CS | USD | 79,635 | JPY | 9,762,000 | (183,631) |
| 2016年1月8日 | CS | USD | 7,944 | JPY | 978,500 | (23,053) |
| 2016年1月8日 | CS | USD | 1,110,236 | JPY | 135,013,159 | (1,474,974) |
| 2016年2月10日 | CS | JPY | 2,533,182,039 | USD | 21,025,321 | 6,100,146 |
| | | | | | | ¥ 57,264,963 |

日本円ヘッジ1510クラス受益証券の2015年12月31日現在の先渡外国為替予約（純資産の1.3%）

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価 (損)益 |
|------------|------|-----|---------------|-----|---------------|----------------|
| 2016年1月8日 | CS | JPY | 6,527,583,176 | USD | 53,071,472 | 144,197,131 |
| 2016年1月8日 | CS | USD | 51,411,589 | JPY | 6,199,286,501 | (15,549,569) |
| 2016年1月8日 | CS | USD | 2,699,640 | JPY | 328,296,675 | (3,586,533) |
| 2016年2月10日 | CS | JPY | 6,196,206,513 | USD | 51,428,295 | 14,921,061 |
| | | | | | | ¥ 139,982,090 |

日本円ヘッジ1511クラス受益証券の2015年12月31日現在の先渡外国為替予約（純資産の0.5%）

| 決済日 | 取引相手 | 通貨 | 買取金額 | 通貨 | 売却金額 | 純未実現評価 (損)益 |
|------------|------|-----|---------------|-----|---------------|----------------|
| 2016年1月8日 | CS | JPY | 2,308,625,920 | USD | 18,769,914 | 50,998,543 |
| 2016年1月8日 | CS | USD | 19,145,772 | JPY | 2,308,625,920 | (5,790,689) |
| 2016年2月10日 | CS | JPY | 2,224,688,883 | USD | 18,464,839 | ¥ 5,357,265 |
| | | | | | | ¥ 50,565,119 |

取引相手：

BBH ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社
CS クレディ・スイス・インターナショナル

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

7. 投資純損益

投資純（損失）/利益の内訳は以下の通りです。

| | 2016年12月31日 | 2015年12月31日 |
|-----------------|----------------|----------------|
| 有価証券投資における実現純損失 | ¥ (92,244,045) | ¥ (10,383,317) |

| | | |
|---|-----------------|-----------------|
| 先渡外国為替予約投資における実現純利益 / （損失） | 1,065,644,741 | (142,249,175) |
| 先物契約投資実現純損失 | (20,329,345) | (12,387,960) |
| 損益を通じて公正価値で評価する 金融資産・負債実現純損失合計 | ¥ 953,071,351 | ¥ (165,020,452) |
| 有価証券投資における未実現評価損純増減 | (285,222,377) | (182,863,883) |
| 先渡外国為替予約投資における未実現評価 （損） / 益純増減 | (628,716,539) | 267,187,004 |
| 先物取引契約投資における未実現評価益純変 動 | 9,101,252 | - |
| 損益を通じて公正価値で評価する 金融資産・負債未実現評価（損） / 益純増減合 計 | ¥ (904,837,664) | ¥ 84,323,121 |

8. 報酬、費用及び関連当事者間取引

8.1 報酬及び費用

(A) 事務管理代行会社報酬

事務管理代行会社は年間報酬として、純資産額の最初の5億米ドルまでは純資産額の0.06%、次の5億米ドルまでは純資産額の0.05%、10億米ドル超については純資産額の0.04%を受領し、最低月間報酬は3,750米ドルとします。2016年12月31日に終了する年度及び2015年8月3日（運用開始日）～2015年12月31日の期間において事務管理代行会社が獲得した報酬、2016年12月31日及び2015年12月31日現在の事務管理代行会社に対する未払報酬は、包括利益計算書及び財政状態計算書でそれぞれ開示されています。

(B) 保管銀行報酬

保管銀行は、資産ベース、かつ、資産の市場での構成分布に基づき取引報酬を受領します。2016年12月31日に終了する年度及び2015年8月3日（運用開始日）～2015年12月31日の期間において保管銀行が獲得した報酬及び、2016年12月31日及び2015年12月31日現在の保管銀行に対する未払報酬は、包括利益計算書及び財政状態計算書でそれぞれ開示されています。

(C) 名義書換代理人報酬

名義書換代理人は、年間報酬として純資産額の0.01%及び、一取引あたり10ドルの報酬を受領します。2016年12月31日に終了する年度及び2015年8月3日（運用開始日）～2015年12月31日の期間において名義書換代理人が獲得した報酬及び、2016年12月31日及び2015年12月31日現在の名義書換代理人に対する未払報酬は、包括利益計算書及び財政状態計算書でそれぞれ開示されています。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

8.2 関連当事者間取引

一方の当事者が他方の当事者に対する支配力を持っている場合又は、金融又は業務上の決定において他方の当事者に対し大きな影響力を行使できる場合、当該当事者は関連当事者とみなされます。

(A) 受託会社報酬

受託会社には、年間固定報酬として、毎年本シリーズ・トラストの資産から10,000ドルを前払いで受領する権利があります。2016年12月31日に終了する年度及び2015年8月3日（運用開始日）～2015年12月31日の期間において受託会社が獲得した報酬及び、2016年12月31日及び2015年12月31日現在の受託会社に対する未払報酬は、包括利益計算書及び財政状態計算書でそれぞれ開示されています。

(B) 副投資運用会社報酬

副投資運用会社は年間報酬として、四半期ごとに純資産額の0.35%を後払いで受領します。2016年12月31日に

終了する年度及び2015年8月3日（運用開始日）～2015年12月31日の期間において副投資運用会社が獲得した報酬及び、2016年12月31日及び2015年12月31日現在の副投資運用者に対する未払報酬は、包括利益計算書及び財政状態計算書でそれぞれ開示されています。

(C)報酬代理人報酬

報酬代理人は年間報酬として、純資産総額の0.13%（「業務費用報酬」）及び純資産総額の0.64%（「販売管理報酬」）を受領し、当該報酬は各評価日において発生及び計算するものとします。販売管理報酬の支払は、日本円ヘッジ1508クラス受益証券については2020年8月3日、日本円ヘッジ1510クラス受益証券については2020年10月1日、日本円ヘッジ1511クラス受益証券については2020年11月24日、日本円ヘッジ1602クラス受益証券については2021年2月21日、日本円ヘッジ1603クラス受益証券については2021年3月29日に終了します。業務費用報酬は、受託会社に代わって事務管理代行会社より、本シリーズ・トラストの資産から支払われます。2016年12月31日に終了する年度及び2015年8月3日（運用開始日）～2015年12月31日において報酬代理人が獲得した報酬及び、2016年12月31日及び2015年12月31日現在の報酬代理人に対する未払報酬は、包括利益計算書及び財政状態計算書でそれぞれ開示されています。

報酬代理人は、運用会社報酬、分配報酬（あれば）及び下記の費用を含む、本シリーズ・トラストの運用及び業務費用（「経常費用」）の支払を担当し、報酬代理人の妥当な判断によって、これらの費用を経常費用と決定することとします。

- (i) 監査報酬及び費用に含まれていない通常の弁護士及び監査費用
- (ii) 本シリーズ・トラストに関して政府機関に支払うべき年間手数料
- (iii) 投資家対応及び受益証券保有者会議、確認書、決算報告及びその他の報告、代理に関する通信費用、目論見書、付録その他類似の募集書類の作成に関する費用及び、当該書類の作成、印刷、翻訳及び送付に関する費用
- (iv) 保険費用（あれば）

誤解を避ける為に追記すれば、報酬代理人は、監査報酬、有価証券取引に関する仲介業者報酬、有価証券の購入又は売却にかかる税金、弁護士又は損害補償費用その他の通常発生しない特別費用の支払について責任はありません。

業務費用報酬が業務費用に満たない場合、報酬代理人はいかなる残高についても法的責任を負います。業務費用支払後の残額は、本シリーズ・トラストに関する報酬代理人として行動することに対する報酬として、報酬代理人が保持します。

業務費用報酬及び販売管理報酬は、365日ベースの実日数計算に基づいて日次で発生し、当初発生期間のみ当初契約日から（同日を除く）、その他全ての発生期間は各暦四半期末日から（同日を除く）発生した額が四半期ごとに後払いで支払われます。

新生・ワールドラップ・ファンド安定型（適格機関投資家限定）

財務諸表に関する注記（続き）

2016年12月31日に終了する年度

(D)運用会社報酬

運用会社は、業務費用報酬から年間管理者報酬5,000米ドルを、年次後払いで報酬代理人より受領する権利があります。

(E)デリバティブ取引の相手

本シリーズ・トラストは、事務管理代行会社及び管理者の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン社及びクレディ・スイス・インターナショナルと、それぞれ先渡為替契約を締結することができます。2016年12月31日に終了する年度及び2015年8月3日（運用開始日）～2015年12月31日において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社との先渡為替契約に関する実現純利益はそれぞれ341,825,700円及び53,449,407円、クレディ・スイス・インターナショナルとの先渡為替契約に関する実現純損失はそれぞれ723,819,041円及び195,698,582円であり、これらは包括利益計算書に記載されています。

本シリーズ・トラストは、仲介業者報酬、手数料その他のポートフォリオ取引費用を含み、それに限らないそ

の他の業務関連費用を負担することがあります。

9. 借入及びレバレッジ方針

本シリーズ・トラストは、必要な場合、短期キャッシュフロー促すために、純資産価格の10%までの借入を実行することができます。2016年12月31日に終了する年度及び2015年8月3日（運用開始日）～2015年12月31日において、本シリーズ・トラストはいかなる借入も計上していません。

10. 後発事象

受託会社（つまりシリーズ・トラスト）の所在地は、2017年2月1日付で190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islandsに変更されました。

受託会社は、本財務諸表が発行可能となった2017年5月10日までの、あらゆる後発取引及び事象を評価しました。2017年1月1日から2017年5月10日において、1,630,000,000円の払込及び495,176,415円の買戻が実行されています。同期間における分配金は66,704,294円です。本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象はありません。

<参考情報>

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 新生・ワールドラップ・ファンド・ステイブル・タイプ（適格機関投資家限定）円ヘッジクラス」 組入れ資産の明細（2017年8月末現在）

| 銘柄名 | 国/地域 | 種別 | 純資産に対する比率 |
|-----------------------------------|---------|--------|-----------|
| VANGUARD TOT WORLD STK ETF | 米国 | 上場投資信託 | 8.94% |
| LYX USD 10Y INFL EXPECTATION | ルクセンブルグ | 上場投資信託 | 5.83% |
| ISHARES FLOATING RATE BOND E | 米国 | 上場投資信託 | 5.07% |
| ISHARES IBOXX INVESTMENT GRA | 米国 | 上場投資信託 | 4.63% |
| US TREAS NTS 2% 02/28/21 | 米国 | 国債 | 4.57% |
| ISHARES MSCI EMERGING MARKET | 米国 | 上場投資信託 | 4.56% |
| ISHARES BG EURO CORP BOND /EUR | アイルランド | 上場投資信託 | 3.11% |
| BUONI POLI 4.75% 09/01/21/EUR/ | イタリア | 国債 | 2.98% |
| US TREAS NTS 1.75% 05/15/23 | 米国 | 国債 | 2.62% |
| BUONI POLIE 4.5% 03/01/24/EUR/ | イタリア | 国債 | 2.57% |
| BONOS Y OBL 5.4% 01/31/23/EUR/ | スペイン | 国債 | 2.18% |
| JAPAN (20 Y 1.9% 03/20/24/JPY/ | 日本 | 国債 | 2.16% |
| FRANCE (GOVT 3.25% 10/25/21/EUR/ | フランス | 国債 | 1.92% |
| US TREAS NTS 3.625% 02/15/21 | 米国 | 国債 | 1.76% |
| ISHARES MSCI WORLD ETF | 米国 | 上場投資信託 | 1.73% |
| UK TSY 4% 202 4% 03/07/22/GBP/ | 英国 | 国債 | 1.53% |
| UK TSY 2% 202 2% 07/22/20/GBP/ | 英国 | 国債 | 1.53% |
| BONOS Y OBLIG 4% 04/30/20/EUR/ | スペイン | 国債 | 1.52% |
| US TREAS BDS 5.5% 08/15/28 | 米国 | 国債 | 1.42% |
| JAPAN (10 Y 1.1% 03/20/21/JPY/ | 日本 | 国債 | 1.27% |
| JAPAN (10 Y 0.3% 12/20/24/JPY/ | 日本 | 国債 | 1.25% |
| JAPAN (30 Y 2.3% 05/20/32/JPY/ | 日本 | 国債 | 1.24% |
| BUONI POLI 1.35% 04/15/22/EUR/ | イタリア | 国債 | 1.18% |
| CANADIAN GOVT 2.75% 06/01/22/CAD/ | カナダ | 国債 | 1.16% |
| BUONI POLIE 2.5% 12/01/24/EUR/ | イタリア | 国債 | 1.13% |
| JAPAN (5 YE 0.2% 09/20/19/JPY/ | 日本 | 国債 | 1.12% |
| BONOS Y OB 4.65% 07/30/25/EUR/ | スペイン | 国債 | 1.11% |
| JAPAN (20 YEA 2% 06/20/22/JPY/ | 日本 | 国債 | 1.09% |
| UK TSY 1.7 1.75% 09/07/22/GBP/ | 英国 | 国債 | 1.05% |

| | | | |
|---|---------|--------|-------|
| JAPAN (20 Y 2.1% 06/20/28/JPY/ TSY 4.5 2042 4.5% 12/7/42/GBP | 日本 | 国債 | 0.89% |
| FRANCE (GOVT 2.75% 10/25/27/EUR/ ISHARES MARKIT IBOXX CORPORATE BOND /GBP/ FRANCE (GOVT 2.5% 10/25/20 /EUR/ UK TSY 6% 202 6% 12/07/28/GBP/ AUSTRALIAN GOVT 1.75% 11/21/20/AUD/ ISHARES IBOXX USD HIGH YIELD | 英国 | 国債 | 0.84% |
| NETHERLAND GOVT1.75% 07/15/23/EUR/ AUSTRALIAN GOVT 5.75% 07/15/22/AUD/ BUONI POLI 4.75% 09/01/28/EUR/ FRANCE (GOVT 1.75% 05/25/23/EUR/ CANADIAN GOVT 1.5% 06/01/23/CAD/ VANECK VECTORS EMERGING MARK | フランス | 国債 | 0.83% |
| NETHERLAND GOVT 2.25% 07/15/22/EUR/ BUNDESREPUBLIC 2.25% 09/04/21/EUR/ REPUBLIC OF AUSTRIA 3.4% 11/22/22/EUR/ BONOS Y OBL 1.6% 04/30/25/EUR/ BUNDESREPUBLIC 0.5% 02/15/25/EUR/ BONOS Y OB 1.15% 07/30/20/EUR/ US TREAS BDS 2.75% 08/15/42 | アイルランド | 上場投資信託 | 0.83% |
| IRISH TSY 0 0.8% 03/15/22/EUR/ BUNDESREPUBLIC 1.75% 02/15/24/EUR/ BONOS Y OB 4.85% 10/31/20/EUR/ BUNDESREPUBLIC 1.75% 07/04/22/EUR/ REPUBLIC OF AUSTRIA 1.75% 10/20/23/EUR/ US TREAS BDS 4.5% 05/15/38 | フランス | 国債 | 0.81% |
| BELGIUM KINGDOM 2.6% 06/22/24/EUR/ BELGIUM KINGDOM 2.25% 06/22/23/EUR/ BELGIUM KINGDOM 4.5% 03/28/26/EUR/ CANADIAN GOVT 1.5% 06/01/26/CAD/ SINGAPORE GOVT 2.75% 07/01/23/SGD/ BELGIUM KINGDOM 4.25% 09/28/21/EUR/ AUSTRALIAN GOVT 3.25% 04/21/25/AUD/ CANADIAN GOVT 1.75% 03/01/19/CAD/ BELGIUM KINGDOM 0.8% 06/22/25/EUR/ AUSTRALIAN GOVT 5.5% 04/21/23/AUD/ REPUBLIC OF AUSTRIA 1.2% 10/20/25/EUR/ CANADIAN GOVT 5.75% 06/01/33/CAD/ FRANCE (GOVT 5.75% 10/25/32/EUR/ ISHARES JP MORGAN USD EMERGI | 英国 | 国債 | 0.78% |
| | オーストラリア | 国債 | 0.71% |
| | 米国 | 上場投資信託 | 0.69% |
| | オランダ | 国債 | 0.69% |
| | オーストラリア | 国債 | 0.67% |
| | イタリア | 国債 | 0.65% |
| | フランス | 国債 | 0.61% |
| | カナダ | 国債 | 0.60% |
| | 米国 | 上場投資信託 | 0.60% |
| | オランダ | 国債 | 0.57% |
| | ドイツ | 国債 | 0.53% |
| | オーストリア | 国債 | 0.51% |
| | スペイン | 国債 | 0.50% |
| | ドイツ | 国債 | 0.50% |
| | スペイン | 国債 | 0.50% |
| | 米国 | 国債 | 0.49% |
| | アイルランド | 国債 | 0.43% |
| | ドイツ | 国債 | 0.43% |
| | スペイン | 国債 | 0.37% |
| | ドイツ | 国債 | 0.37% |
| | オーストリア | 国債 | 0.36% |
| | 米国 | 国債 | 0.33% |
| | ベルギー | 国債 | 0.28% |
| | ベルギー | 国債 | 0.27% |
| | ベルギー | 国債 | 0.24% |
| | カナダ | 国債 | 0.23% |
| | シンガポール | 国債 | 0.23% |
| | ベルギー | 国債 | 0.23% |
| | オーストラリア | 国債 | 0.18% |
| | カナダ | 国債 | 0.18% |
| | ベルギー | 国債 | 0.16% |
| | オーストラリア | 国債 | 0.15% |
| | オーストリア | 国債 | 0.13% |
| | カナダ | 国債 | 0.13% |
| | フランス | 国債 | 0.10% |
| | 米国 | 上場投資信託 | 0.00% |

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2017年 8月31日現在です。

【新生・ワールドラップ・セレクト】

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 4,980,954,844円 |
| 負債総額 | 9,981,659円 |
| 純資産総額（ - ） | 4,970,973,185円 |
| 発行済口数 | 4,893,294,353口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0159円 |

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

純資産額計算書

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 248,966,718円 |
| 負債総額 | 134円 |
| 純資産総額（ - ） | 248,966,584円 |
| 発行済口数 | 244,626,922口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0177円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

| | |
|------------------------|--------------|
| 平成29年8月末現在の委託会社の資本金の額： | 495,000,000円 |
| 委託会社が発行する株式総数： | 39,600株 |
| 発行済株式総数： | 9,900株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減： | 該当事項なし |

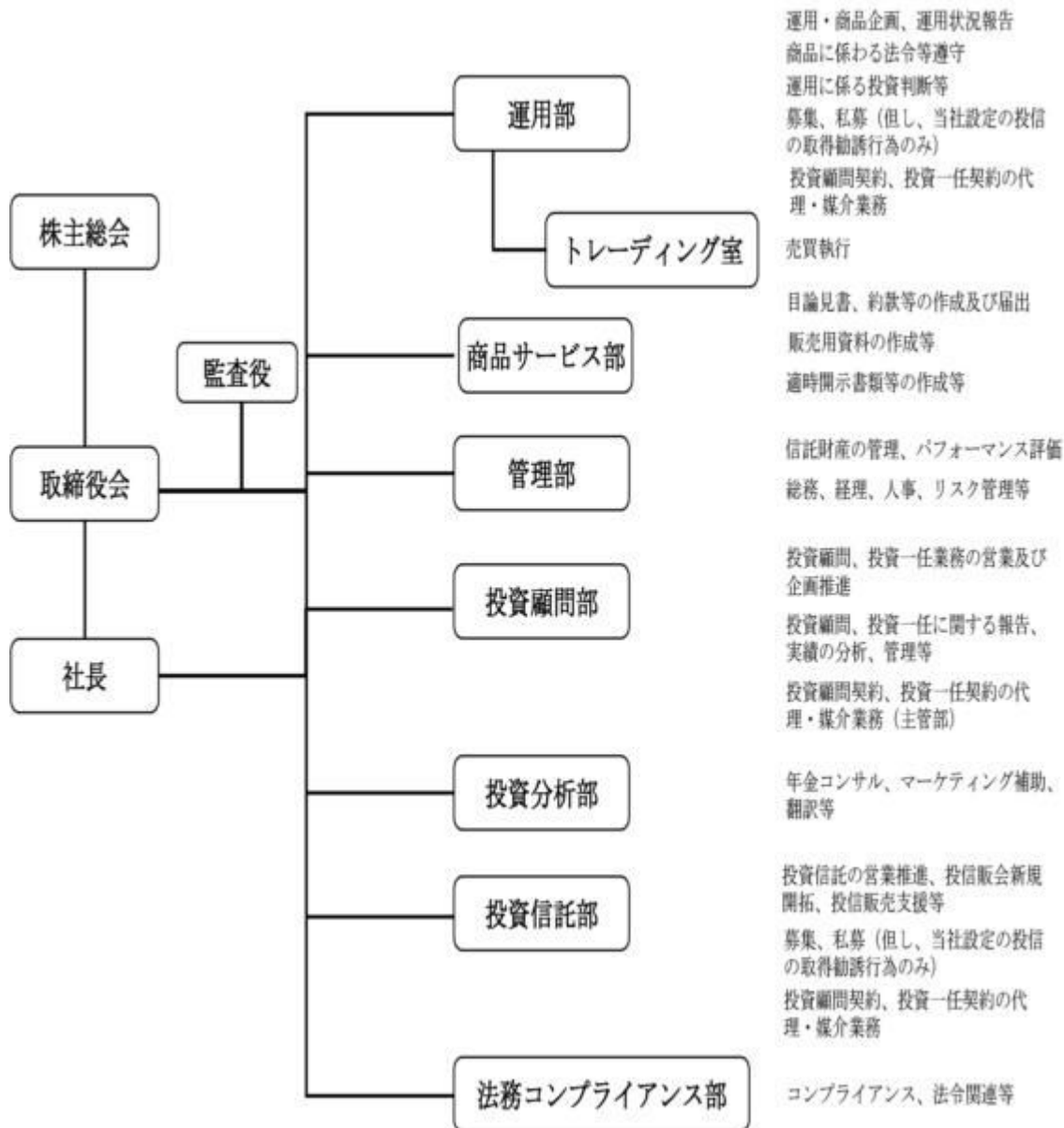
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



（3）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

平成29年8月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計61本（追加型投資信託26本、単体型投資信託35本）であり、純資産の総額は210,126百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

| 期 別 | | 第15期 (平成28年3月31日現在) | | 第16期 (平成29年3月31日現在) | |
|----------|----------|------------------------|--|------------------------|--|
| 科目 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 預金 | 2 | 687,436 | | 753,999 | |
| 前払費用 | | 8,861 | | 7,793 | |
| 未収委託者報酬 | | 303,876 | | 294,751 | |
| 未収運用受託報酬 | | 12,264 | | 10,886 | |
| 未収収益 | | 3,817 | | 4,529 | |
| 立替金 | | 7,776 | | 5,674 | |
| 流動資産計 | | 1,024,033 | | 1,077,636 | |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | |
| 建物 | 1 | 31,934 | | 29,692 | |
| 器具備品 | 1 | 2,468 | | 1,716 | |
| 建設仮勘定 | | 116 | | - | |
| 投資その他の資産 | | 44,119 | | 43,052 | |
| 差入保証金 | 2 | 44,119 | | 43,052 | |
| 固定資産計 | | 78,639 | | 74,461 | |
| 資産合計 | | 1,102,672 | | 1,152,098 | |

| 期 別 | | 第15期 (平成28年3月31日現在) | | 第16期 (平成29年3月31日現在) | |
|--------|----------|------------------------|--|------------------------|--|
| 科目 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 未払金 | | 206,117 | | 213,335 | |

| | | | | | |
|----------|---|---------|-----------|---------|-----------|
| 未払手数料 | 2 | 153,353 | | 150,849 | |
| その他未払金 | 2 | 52,763 | | 62,485 | |
| 未払費用 | | | 9,114 | | 8,922 |
| 未払法人税等 | | | 2,113 | | 7,094 |
| 未払消費税等 | | | 13,063 | | 14,672 |
| 賞与引当金 | | | 30,889 | | 39,808 |
| 役員賞与引当金 | | | 3,000 | | 5,600 |
| 預り金 | | | 3,653 | | 1,816 |
| 流動負債計 | | | 267,952 | | 291,250 |
| 固定負債 | | | | | |
| 資産除去債務 | | | 29,697 | | 30,314 |
| 繰延税金負債 | | | 6,412 | | 6,075 |
| 固定負債計 | | | 36,110 | | 36,389 |
| 負債合計 | | | 304,062 | | 327,640 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 495,000 | | 495,000 |
| 利益剰余金 | | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 303,609 | | 329,457 | |
| 利益剰余金合計 | | | 303,609 | | 329,457 |
| 株主資本合計 | | | 798,609 | | 824,457 |
| 純資産合計 | | | 798,609 | | 824,457 |
| 負債・純資産合計 | | | 1,102,672 | | 1,152,098 |

(2) 【損益計算書】

| 期 別 | | 第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---------|----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 科目 | 注記 番号 | 金額(千円) | 金額(千円) |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 1,295,803 | 1,400,543 |
| 運用受託報酬 | | 54,692 | 49,720 |
| その他営業収益 | | 16,599 | 16,164 |
| 営業収益計 | | 1,367,095 | 1,466,428 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | 1 | 695,078 | 726,063 |
| 広告宣伝費 | | 26,744 | 11,912 |
| 公告費 | | 600 | 600 |
| 調査費 | | | |
| 図書費 | | 333 | 335 |
| 調査費 | | 192,213 | 207,249 |
| 委託計算費 | | 20,504 | 29,003 |

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---------|---------|---------|
| 営業雑経費 | | | | | |
| 通信費 | | 865 | | 923 | |
| 印刷費 | | 11,080 | | 8,884 | |
| 協会費 | | 2,183 | | 2,180 | |
| その他営業雑経費 | | 8,592 | | 9,337 | |
| 営業費用計 | | | 958,195 | | 996,491 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | | | |
| 役員報酬 | | 37,350 | | 32,280 | |
| 給料・手当 | | 173,312 | | 178,401 | |
| 賞与 | | 5,909 | | 7,420 | |
| 役員賞与 | | - | | 59 | |
| 賞与引当金繰入額 | | 30,889 | | 39,808 | |
| 役員賞与引当金繰入額 | | 3,000 | | 5,600 | |
| 退職給付費用 | | 29,659 | | 30,552 | |
| 交際費 | | 266 | | 117 | |
| 旅費交通費 | | 7,002 | | 6,641 | |
| 租税公課 | | 4,175 | | 6,249 | |
| 不動産賃借料 | | 44,119 | | 43,586 | |
| 固定資産減価償却費 | | 3,258 | | 2,989 | |
| 資産除去債務利息費用 | | 603 | | 616 | |
| 諸経費 | | 69,374 | | 70,323 | |
| 一般管理費計 | | | 408,922 | | 424,645 |
| 営業利益又は営業損失() | | | 22 | | 45,291 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取利息 | 1 | 48 | | 2 | |
| 役員賞与引当金戻入益 | | 3,075 | | - | |
| 為替差益 | | - | | 29 | |
| 雑収入 | | 50 | | - | |
| 営業外収益計 | | | 3,174 | | 31 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 為替差損 | | 518 | | - | |
| 雑損失 | | 3 | | 4 | |
| 営業外費用計 | | | 522 | | 4 |
| 経常利益 | | | 2,629 | | 45,317 |
| 特別損失 | | | | | |
| 固定資産除却損 | | 0 | | - | |
| 特別損失計 | | | 0 | | - |
| 税引前当期純利益 | | | 2,629 | | 45,317 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1 | 2,305 | | 19,807 | |
| 法人税等調整額 | | 707 | 1,598 | 337 | 19,469 |
| 当期純利益 | | | 1,030 | | 25,848 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第15期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | 株主資本合計 | 純資産合計 |
|--|------|----------|---------|--------|-------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | |
| | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | 繰越利益剰余金 | | | |

| | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 当期首残高 | 495,000 | 302,578 | 302,578 | 797,578 | 797,578 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | 1,030 | 1,030 | 1,030 | 1,030 |
| 当期変動額合計 | | 1,030 | 1,030 | 1,030 | 1,030 |
| 当期末残高 | 495,000 | 303,609 | 303,609 | 798,609 | 798,609 |

第16期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | 純資産合計 |
|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 495,000 | 303,609 | 303,609 | 798,609 | 798,609 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | 25,848 | 25,848 | 25,848 | 25,848 |
| 当期変動額合計 | | 25,848 | 25,848 | 25,848 | 25,848 |
| 当期末残高 | 495,000 | 329,457 | 329,457 | 824,457 | 824,457 |

〔重要な会計方針〕

| 項目 | 内容 |
|----------------------------|--|
| 1. 固定資産の減価償却の方法 | 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～38年 器具備品 4～20年 |
| 2. 引当金の計上基準 | 賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。 |
| 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 |

〔会計方針の変更〕

| 第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---|
| 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、当事業年度において、財務諸表への影響額はありません。 |

〔追加情報〕

| 第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---------------------------------------|
| |

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

| 第15期 （平成28年3月31日現在） | 第16期 （平成29年3月31日現在） |
|---|--|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 16,441千円 器具備品 9,760千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 271,532千円 差入保証金 44,119千円 未払手数料 96,717千円 その他未払金 1,804千円 当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 | 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 18,683千円 器具備品 9,859千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 308,409千円 差入保証金 43,052千円 未払手数料 93,592千円 その他未払金 16,023千円 当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 |

（損益計算書関係）

| 第15期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第16期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） |
|--|--|
| 1. 関係会社との取引 支払手数料 408,701千円 受取利息 48千円 法人税、住民税及び事業税 1,804千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 | 1. 関係会社との取引 支払手数料 480,129千円 法人税、住民税及び事業税 16,023千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 |

（株主資本等変動計算書関係）

| 第15期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第16期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|-------------|----|------------|------------|---------|-------|--|--|-------|--|-------|-------------|----|----|------------|---------|-------|--|--|-------|
| 発行済株式に関する事項 | 発行済株式に関する事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当事業 年度期首</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table> | 株式の種類 | 当事業 年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業 年度末 | 普通株式(株) | 9,900 | | | 9,900 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当事業 年度期首</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table> | 株式の種類 | 当事業 年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業 年度末 | 普通株式(株) | 9,900 | | | 9,900 |
| 株式の種類 | 当事業 年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業 年度末 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式(株) | 9,900 | | | 9,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式の種類 | 当事業 年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業 年度末 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式(株) | 9,900 | | | 9,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（リース取引関係）

| 第15期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第16期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（金融商品関係）

第15期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|--------------|-----------|-------|
| 預金 | 687,436 | 687,436 | - |
| 未収委託者報酬 | 303,876 | 303,876 | - |
| 未収運用受託報酬 | 12,264 | 12,264 | - |
| 差入保証金 | 44,119 | 40,904 | 3,215 |
| 資産計 | 1,047,697 | 1,044,481 | 3,215 |
| 未払手数料 | 153,353 | 153,353 | - |
| その他未払金 | 52,763 | 52,763 | - |
| 負債計 | 206,117 | 206,117 | - |

（2）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 5年超 |
|----------|-----------|--------|
| 預金 | 687,436 | - |
| 未収委託者報酬 | 303,876 | - |
| 未収運用受託報酬 | 12,264 | - |
| 差入保証金 | - | 44,119 |
| 合計 | 1,003,577 | 44,119 |

第16期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|--------------|---------|-------|
| 預金 | 753,999 | 753,999 | - |
| 未収委託者報酬 | 294,751 | 294,751 | - |
| 未収運用受託報酬 | 10,886 | 10,886 | - |
| 差入保証金 | 43,052 | 39,140 | 3,911 |

| | | | |
|--------|-----------|-----------|-------|
| 資産計 | 1,102,691 | 1,098,779 | 3,911 |
| 未払手数料 | 150,849 | 150,849 | - |
| その他未払金 | 62,485 | 62,485 | - |
| 負債計 | 213,335 | 213,335 | - |

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 5年超 |
|----------|-----------|--------|
| 預金 | 753,999 | - |
| 未収委託者報酬 | 294,751 | - |
| 未収運用受託報酬 | 10,886 | - |
| 差入保証金 | - | 43,052 |
| 合計 | 1,059,638 | 43,052 |

(有価証券関係)

| 第15期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第16期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(デリバティブ取引関係)

| 第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 | 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 |

(セグメント情報等)

| 第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------------|--|--|-------------------------|--|------|---------|---------|---------|--|---|--|-------------------|-------------------------|--|--|------|---------|---------|---------|--|
| <p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">新生・UTI インドファンド</th> <th style="width: 20%;">エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th style="width: 20%;">アメリカン・ ドリーム ・ファンド</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td style="text-align: center;">304,078</td> <td style="text-align: center;">232,406</td> <td style="text-align: center;">193,368</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p> | | 新生・UTI インドファンド | エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型) | アメリカン・ ドリーム ・ファンド | | 営業収益 | 304,078 | 232,406 | 193,368 | | <p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">新生・UTI インドファンド</th> <th style="width: 20%;">アメリカン・ ドリーム ・ファンド</th> <th style="width: 20%;">エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td style="text-align: center;">242,697</td> <td style="text-align: center;">165,978</td> <td style="text-align: center;">162,946</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p> | | 新生・UTI インドファンド | アメリカン・ ドリーム ・ファンド | エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型) | | 営業収益 | 242,697 | 165,978 | 162,946 | |
| | 新生・UTI インドファンド | エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型) | アメリカン・ ドリーム ・ファンド | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業収益 | 304,078 | 232,406 | 193,368 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新生・UTI インドファンド | アメリカン・ ドリーム ・ファンド | エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業収益 | 242,697 | 165,978 | 162,946 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(資産除去債務関係)

| 第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | |

| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの | | | | 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの | | | |
|--|-----------------|------------|--------|--|-----------------|------------|--------|
| 1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。 | | | | 1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。 | | | |
| 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 | | | | 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 | | | |
| 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円) | | | | 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円) | | | |
| 期首残高 | 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 時の経過による調整額 | 期末残高 | 期首残高 | 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 時の経過による調整額 | 期末残高 |
| 29,094 | | 603 | 29,697 | 29,697 | | 616 | 30,314 |

(関連当事者情報)

第15期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------|------------|-------------------|---------------|-----------------------|---------------|----------------------|--------------|------------|--------------|
| 親会社 | 株式会社 新生銀行 | 東京都 中央区 | 512,204 | 銀行業 | (被所有) 直接所有 100% | 営業取引 役員の兼任 | 支払手数料 | 408,701 | 未払 手数料 | 96,717 |
| | | | | | | | 連結法人税額のうち連結納税親会社への支出 | 1,804 | その他 未払金 | 1,804 |
| | | | | | | | 敷金の差入 | | 差入 保証金 | 44,119 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第16期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------|------------|-------------------|---------------|-----------------------|---------------|----------------------|--------------|------------|--------------|
| 親会社 | 株式会社 新生銀行 | 東京都 中央区 | 512,204 | 銀行業 | (被所有) 直接所有 100% | 営業取引 役員の兼任 | 支払手数料 | 480,129 | 未払 手数料 | 93,592 |
| | | | | | | | 連結法人税額のうち連結納税親会社への支出 | 16,023 | その他 未払金 | 16,023 |
| | | | | | | | 敷金の返還 | 1,066 | 差入 保証金 | 43,052 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

（税効果会計関係）

| 第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） | 第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） |
|---|---|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 534千円</p> <p>未払事業所税 244千円</p> <p>賞与引当金等 12,027千円</p> <p>評価性引当額 12,806千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務 9,093千円</p> <p>繰越欠損金 20,136千円</p> <p>その他 307千円</p> <p>評価性引当額 29,537千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産合計 千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物（除去費用） 6,412千円</p> <p style="text-align: right;">小計 6,412千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金負債合計 6,412千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 6,412千円</p> | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 1,385千円</p> <p>未払事業所税 263千円</p> <p>賞与引当金等 14,386千円</p> <p>評価性引当額 16,036千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務 9,282千円</p> <p>繰越欠損金 18,773千円</p> <p>その他 420千円</p> <p>評価性引当額 28,476千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産合計 千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物（除去費用） 6,075千円</p> <p style="text-align: right;">小計 6,075千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金負債合計 6,075千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 6,075千円</p> |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 33.06%</p> <p>住民税均等割 11.03%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 2.08%</p> <p>評価性引当額増減 120.63%</p> <p>前期連結法人税個別帰属額の 当期修正 1.26%</p> <p>役員賞与引当金 29.23%</p> <p>税率変更による影響 103.44%</p> <p>その他 1.30%</p> <p>税効果会計適用後の法人税 等負担額 60.79%</p> | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 30.86%</p> <p>住民税均等割 0.64%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 5.94%</p> <p>評価性引当額増減 4.79%</p> <p>その他 0.73%</p> <p>税効果会計適用後の法人税 等負担額 42.96%</p> |
| <p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることに伴い、当事業年度は繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは、32.30%から30.86%に、平成30年4月1日からのものは30.62%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が346千円減少し、法人税等調整額の金額が346千円減少しております。</p> | |

（退職給付関係）

| 第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） | 第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） |
|---|---|
| 親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。 | 親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。 |

（1株当たり情報）

| 第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） | 第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） |
|--|--|
| 1株当たり純資産額 80,667円65銭 1株当たり当期純利益 104円13銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。 | 1株当たり純資産額 83,278円57銭 1株当たり当期純利益 2,610円92銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。 |

（重要な後発事象）

| 第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） |
|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名 称 | 資本金の額 (平成29年3月末現在) | 事業の内容 |
|--------------|-----------------------|---|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成29年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 (平成29年3月末現在) | 事業の内容 |
|----------|-----------------------|--------------------|
| 株式会社新生銀行 | 512,204百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。
届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
ファンドの形態等を記載することがあります。

委託会社の名称およびロゴマーク、図案等を採用することがあります。

(2) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(3) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月3日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・ワールドラップ・セレクトの平成28年12月16日から平成29年8月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・ワールドラップ・セレクトの平成29年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。